

沼津市新中間処理施設整備運営事業

運営管理業務要求水準書

令和6年4月

沼 津 市

【 目 次 】

第1章 総則	1
第1節 特記事項	1
1-1-1. 基本事項	1
1-1-1-1. 業務の名称	1
1-1-1-2. 業務委託場所	1
1-1-1-3. 施設概要	1
1-1-1-4. 運営管理事業者の業務範囲	2
1-1-1-5. 本市の業務範囲	2
1-1-1-6. 業務委託期間	2
第2節 一般事項	3
1-2-1. 適用範囲	3
1-2-2. 関係法令等の遵守	3
1-2-3. 基本性能	3
1-2-4. 公害防止基準	3
1-2-5. ユーティリティ条件	3
1-2-6. 要求水準書等の遵守	3
1-2-7. 適切な事業実施体制の確立	4
1-2-8. 生活環境影響調査書の遵守	4
1-2-9. 関係官公署の指導等	4
1-2-10. 関係官公署等への申請	4
1-2-11. 本市及び所轄官公署等への報告	4
1-2-12. 本市への報告	4
1-2-13. 周辺施設整備等への協力	4
1-2-14. 余熱利用施設の運営等への協力	5
1-2-15. 本市の検査	5
1-2-16. 運営モニタリング及び性能確認試験等への協力	5
1-2-17. 本市一般廃棄物処理基本計画等の遵守	5
1-2-18. 急病等への対応	5
1-2-19. 災害等発生時の協力	5
1-2-20. 個人情報の保護	6
1-2-21. マニュアル及び計画書等作成	6
1-2-22. 性能確認試験	8
1-2-23. 保険	9
第3節 運営管理業務条件	10
1-3-1. 本件業務の対象施設	10
1-3-2. 処理対象物及び年間処理量	10
1-3-2-1. ごみ焼却施設	10
1-3-2-2. リサイクル施設	10
1-3-3. 運営管理業務条件	10
1-3-3-1. 運営管理業務	10
1-3-3-2. 計画書等の提出と承諾	10
1-3-3-3. セルフモニタリングの実施	11
1-3-3-4. 提出書類の変更	11
1-3-3-5. 運営管理業務要求水準書記載事項	11
1-3-3-6. 契約金額の変更	11
1-3-4. 委託料	11
1-3-5. 業務委託期間終了時の取扱い	13
1-3-5-1. 業務委託期間終了時の施設引渡し条件	13
1-3-5-2. 業務委託期間終了後の運営方法の検討等	14
1-3-6. 地域への配慮	14

1-3-7. 原因究明義務	15
1-3-7-1. 原因究明義務	15
1-3-7-2. 原因究明に係る費用の負担	15
1-3-8. 裁定機関	15
1-3-8-1. 裁定機関	15
1-3-8-2. 管轄裁判所	15
第2章 運営管理業務	16
第1節 運営体制	16
2-1-1. 業務実施体制	16
2-1-2. 有資格者の配置	16
2-1-3. 労働安全衛生・作業環境管理	17
2-1-4. 防火管理	18
2-1-5. 施設警備・防犯	18
2-1-6. 連絡体制	18
2-1-7. 主任技術者の選任	18
第2節 受付管理業務	19
2-2-1. 搬入時間等	19
2-2-1-1. ごみ焼却施設	19
2-2-1-2. リサイクル施設	19
2-2-1-3. 臨時の受付	19
2-2-2. 受付管理・監視業務等	19
2-2-2-1. 計量棟での受付管理	20
2-2-2-2. 案内・指示等	20
2-2-2-3. 料金徴収代行業務	21
2-2-2-4. 年末特別自己搬入対応業務	21
第3節 運転管理業務	22
2-3-1. 業務実施体制	22
2-3-2. 運転条件	22
2-3-2-1. 年間運転日数	22
2-3-2-2. 運転時間	22
2-3-2-3. 施設動線	22
2-3-2-4. 車両の調達等	22
2-3-3. 処理対象物の受入	23
2-3-4. 搬入された処理対象物の性状分析等	23
2-3-5. 処理不適物等の取扱い	23
2-3-6. 搬出物の性状分析等	23
2-3-7. 適正処理	23
2-3-8. 適正運転	24
2-3-9. 災害発生時等の協力	24
2-3-10. 運転計画の作成	24
2-3-11. 運転管理マニュアル	24
2-3-12. 運転管理記録の作成	24
2-3-13. 教育訓練	24
2-3-13-1. 運転教育計画書の作成	24
2-3-13-2. 運転教育の実施	24
2-3-13-3. 業務の質の向上	25
2-3-14. 試運転、予備性能試験及び引渡性能試験	25
2-3-15. 各種基準値を満足できない場合の対応	25
2-3-15-1. 要監視基準と停止基準	25
2-3-15-2. 要監視基準を満足できない場合の復旧作業	26
2-3-15-3. 停止基準を満足できない場合の復旧作業	26
2-3-16. 大気汚染緊急時対策要綱等への対応	26

第4節	維持管理業務	27
2-4-1.	備品・什器・物品・消耗品・予備品・用役の調達	27
2-4-2.	備品・什器・物品・消耗品・予備品・用役の管理	27
2-4-3.	施設の機能維持	28
2-4-4.	点検・検査計画	28
2-4-5.	点検・検査の実施	28
2-4-6.	補修に関する考え方	28
2-4-7.	補修計画の作成	28
2-4-8.	補修の実施	29
2-4-9.	保全工事	30
2-4-10.	機器更新	30
2-4-11.	改良保全	30
2-4-12.	精密機能検査	31
2-4-13.	長寿命化総合計画の作成及び実施	31
2-4-14.	説明用調度品等の維持管理、更新	31
第5節	環境管理業務	33
2-5-1.	環境保全基準	33
2-5-2.	環境保全計画	33
2-5-3.	作業環境管理基準	33
2-5-4.	作業環境管理計画	34
2-5-5.	二酸化炭素排出量の目安への適合	34
第6節	有効利用及び適正処分業務	35
2-6-1.	エネルギーの有効利用等	35
2-6-1-1.	エネルギーの有効利用	35
2-6-1-2.	余熱利用施設のへの電力供給	36
2-6-1-3.	本市が行う電力自己託送及び売電等に係る支援	36
2-6-2.	ごみ焼却施設における資源利用及び処分業務	37
2-6-2-1.	落じん灰の資源化	37
2-6-2-2.	磁性物の資源化	37
2-6-2-3.	焼却灰・飛灰の資源化	37
2-6-2-4.	焼却灰・飛灰の処分	37
2-6-3.	リサイクル施設における資源利用及び処分業務	38
2-6-3-1.	資源化物の管理	38
2-6-3-2.	不燃物及び危険物等の処分	38
第7節	情報管理業務	39
2-7-1.	運転記録報告	39
2-7-2.	点検・検査報告	39
2-7-3.	補修・更新報告	39
2-7-4.	環境管理報告	39
2-7-5.	作業環境管理報告	39
2-7-6.	資源化報告	39
2-7-7.	施設情報管理	39
2-7-8.	沼津市清掃事業概要作成支援	40
2-7-9.	運営協議会に関する資料の作成支援	40
2-7-10.	その他管理記録報告	40
第8節	防災管理業務	41
2-8-1.	二次災害の防止	41
2-8-2.	緊急対応マニュアルの作成	41
2-8-3.	事業継続計画の作成	41
2-8-4.	自主防災組織の整備	41
2-8-5.	防災訓練の実施	41
2-8-6.	事故報告書の作成	41

第9節	その他関連業務	42
2-9-1.	報告と会議	42
2-9-2.	見学者対応	42
2-9-3.	清掃	43
2-9-4.	敷地内緑地維持管理	43
2-9-5.	住民対応	44
2-9-6.	情報発信	44
2-9-7.	その他	44
第10節	本市が実施する業務	45
2-10-1.	受付管理・監視業務	45
2-10-2.	運営モニタリング業務	45
2-10-3.	処理対象物の搬入・搬出計画業務	45
2-10-4.	処理対象物の搬入業務	45
2-10-5.	指導業務	45
2-10-6.	搬出業務	45
2-10-7.	資源化業務	45
2-10-8.	住民対応業務	46
2-10-9.	運営委託料の支払業務	46
2-10-10.	行政視察等対応業務	46
2-10-11.	その他これらを実施する上で必要な業務	46

添付資料

別冊の沼津市新中間処理施設整備運営事業 添付資料集を参照すること

第1章 総則

沼津市新中間処理施設整備運営事業 見積用運営管理業務要求水準書（以下、「運営管理業務要求水準書」という。）は、沼津市が発注する「新中間処理施設整備運営事業」（以下、「本件事業」という。）のうち、沼津市新中間処理施設運営管理業務（以下、「本件業務」という。）に適用する。

本件業務は、本件事業で整備する本件施設に関し、基本性能を確保及び維持し、これを発揮させ、安定性及び安全性を確保しつつ、効率的に運営するものであり、長期的かつ包括的に性能発注方式により発注するものである。運営管理事業者は、本件事業の整備方針を十分に踏まえ、これを具体化することを念頭に本件業務を遂行する、また、施設の長寿命化に資する運営を行うものとする。以下に整備方針を示す。

1. 地球に優しい施設

ダイオキシン等の環境汚染物質の発生を抑制し、施設周辺の自然環境及び生活環境への負荷を低減するとともに、熱エネルギーの有効活用などにより脱炭素社会の形成に寄与することで地球に優しい施設とする。

2. 安定・安全性に優れた施設

最新のごみ処理技術を導入し、安全で効率的であり災害にも強い施設とする。また、防災拠点としても位置付けることによって、施設周辺の住民をはじめ市民が安心して生活できる施設とする。

3. 資源や熱エネルギー等を効率良く利活用できる施設

循環型社会形成推進基本法に基づき、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）及び再生利用（Recycle）の「3R」を推進するとともに、適正処理を行い、さらに熱回収を行うことで、資源やエネルギーを効率良く利活用できる施設とする。

4. 維持管理が容易で経済性に優れた施設

施設整備にかかる施設建設費や維持管理費等の事業コストの低減を図り、適正な維持管理が容易に実施できる施設とする。

5. 市民に開かれた施設

ごみ処理や資源物の有効利用、熱エネルギーの回収等を通じ、市民の環境への関心と理解を深めるため、小中高生の施設見学や市民の環境学習及び市民のコミュニティ活動に役立つ開かれた施設とする。

6. 周辺環境と調和した施設

周辺地域の景観に配慮した建築デザインとするとともに、緑地の確保等により、周辺環境と調和した施設とする。

第1節 特記事項

1-1-1. 基本事項

1-1-1-1. 業務の名称

沼津市新中間処理施設運営管理業務

1-1-1-2. 業務委託場所

沼津市山ケ下 2404-3

1-1-1-3. 施設概要

本件施設の概要は下記のほか、新中間処理施設整備運営事業 建設工事要求水準書（以下、「建設工事要求水準書」という。）、設計施工事業者が作成する実施設計図書による。

- (1) ごみ焼却施設
 - ① 処理方式：ストーカ式焼却炉
 - ② 施設規模：210 t/日（105 t/炉×2 炉 24 時間連続運転）
- (2) リサイクル施設
 - ① 処理方式：破碎選別処理（破碎、選別、貯留、搬出）
 - ② 施設規模：23 t/日（1 日あたり 5 時間稼働）

1-1-1-4. 運営管理事業者の業務範囲

運営管理事業者の業務範囲は、「1-1-1-5. 本市の業務範囲」を除く、本件施設の運営に必要な全ての業務とする。なお、本市が行う業務についても必要な支援と協力を行うこと。

- (1) 受付管理業務（計量棟での受付管理、自己搬入ヤードでの案内・指示に係る業務については令和 17 年 4 月 1 日からとする）
- (2) 運転管理業務
- (3) 維持管理業務
- (4) 環境管理業務
- (5) 有効利用及び適正処分業務
- (6) 情報管理業務
- (7) 防災管理業務
- (8) その他関連業務（清掃、敷地内緑地維持管理、見学者受付及び対応、夜間・休日等の住民対応等）

1-1-1-5. 本市の業務範囲

- (1) 計量棟での受付管理、自己搬入ヤードでの案内・指示に係る業務（令和 12 年 1 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの間に限る）
- (2) 運営モニタリング業務
- (3) 搬出入計画の作成及び改定
- (4) 処理対象物の搬入業務
- (5) 余剰電力の売却等業務
- (6) ごみ処理に伴う処分業務
- (7) 資源物の売却及び資源化業務
- (8) 行政視察対応業務
- (9) 住民対応業務
- (10) その他、これらを実施する上で必要な業務（第 2 章第 10 節 本市が実施する業務を参照）

1-1-1-6. 業務委託期間

業務委託期間は契約締結日から令和 32 年 3 月 31 日までとする。なお、契約締結日から令和 11 年 12 月 31 日までを事前準備期間とし、令和 12 年 1 月 1 日より運営を開始するものとする。この場合、令和 12 年 1 月 1 日から令和 32 年 3 月 31 日までを「実運営期間」とする。

第2節 一般事項

1-2-1. 適用範囲

本件業務の実施に当たっては、運営管理業務要求水準書に従い、誠実かつ入念に業務を遂行すること。

運営管理業務要求水準書は、本件業務の基本的内容について定めるものであり、これに明記されていない事項であっても、業務遂行のために必要なもの及び業務の性格上当然必要と思われるものについては、運営管理事業者の責任において実施又は完備すること。

1-2-2. 関係法令等の遵守

運営管理事業者は業務委託期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」等の関係法令等（建設工事要求水準書の第1章 1-2-3. 設計・施工に関する関係法令等を参照）を遵守すること。

1-2-3. 基本性能

運営管理業務要求水準書に示す基本性能とは、本件施設の設備によって備え持つ施設としての機能であり、設計施工事業者が担う性能保証事項として保証され、建設工事要求水準書に規定される引渡性能試験及び性能確認試験において確認される施設の性能である。

1-2-4. 公害防止基準

本件施設の公害防止基準は、「建設工事要求水準書の第2章第4節 公害防止条件」による。

1-2-5. ユーティリティ条件

本件施設におけるユーティリティ条件は、以下のとおりである。なお、これらの調達等については、運営管理事業者自らの費用と責任において行うこと。

- (1) 電 気 : 特別高圧とする。なお、契約電力等の条件は、設計施工事業者が作成する実施設計図書による。
- (2) 給排水 : 給水は上水とする。なお、雨水の有効利用については設計施工事業者が作成する実施設計図書によるものとし、その他の雨水は放流する。また、プラント排水については適正処理した後に、可能な範囲で場内再利用を図るものとし、余剰水は下水道へ放流する。生活排水は直接下水道へ放流する。なお、プラント排水の場内再利用量については、経済性、効率性等を十分に見極めた上で計画すること。
- (3) ガ ス : 設計施工事業者が作成する実施設計図書による。
- (4) 燃 料 : 設計施工事業者が作成する実施設計図書による。
- (5) 電 話 : 設計施工事業者が作成する実施設計図書による。

1-2-6. 要求水準書等の遵守

運営管理事業者は、建設工事要求水準書、運営管理業務要求水準書及び技術提案書に記載される要件並びに提案事項について、遵守すること。

ただし、技術提案書とは以下に示す図書のことをいう。なお、これらの図書及び建設工事要求水準書並びに運営管理業務要求水準書の相互において内容が異なる場合は、本市から特に指示が無い場合、提出時期において最新のものを優先する。

- (1) 技術提案書（本件事業に係る入札公告及び募集要項等に基づき事業者が提出する資料）とその追加・訂正資料
- (2) ヒアリング等において事業者が提示する資料とその追加・訂正資料（口頭による説明内容も含まれる）
- (3) 技術提案書に関する改善指示事項及び回答書に基づく合意事項

- (4) その他、本市との合意が得られた資料

1-2-7. 適切な事業実施体制の確立

本件事業は多種多様な設計施工と運営管理業務を一括して実施するものであり、多様な企業・人材が関わることになる。このため、設計施工事業者及び運営管理事業者は、事業実施体制の構築に当たり、技術部門間での情報・認識共有の不足が設計施工上の不備や運営管理業務水準の低下に繋がることを十分に認識した上で、各部門間の連携が円滑なものとなるよう、実施体制を確立すること。

- (1) 設計施工・運営管理を通じた一体的な責任体制を構築すること。
- (2) 建設工事（設計施工）においては、プラント設備工事と土木建築工事等の各種工事間の調整が円滑なものとなるよう、本市との協議窓口を分散することなく一元化できる体制を構築すること。
- (3) 運営管理においては、業務実施体制について、指揮命令系統が一本化された組織を構築し、実効性のある業務管理のもとで安定的で継続性のある体制を構築すること。

1-2-8. 生活環境影響調査書の遵守

運営管理事業者は「沼津市新中間処理施設整備に係る生活環境影響調査書」（以下「生活環境影響調査書」という。）に示されている内容を業務委託期間中遵守すること。また、運営管理事業者が自ら行う調査等により、環境に影響が見られた場合は、本市と協議の上、対策を講じること。

1-2-9. 関係官公署の指導等

運営管理事業者は関係官公署の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い施設の改造等が必要な場合、その費用は本市が負担するものとし、詳細は運営管理業務委託契約書に定めるものとする。

1-2-10. 関係官公署等への申請

運営管理事業者は、本市が行う運営に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、本市の指示により必要な書類、資料等を提出しなければならない。なお、運営に係る申請等に関しては、運営管理事業者の責任と負担により行うこと。また、運営管理事業者は、必要に応じて電気事業法に定める発電事業者として届出を行い、その義務を果たすこと。

1-2-11. 本市及び所轄官公署等への報告

運営管理事業者は、本件施設の運営に関して、本市及び所轄官公署等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。なお、所轄官公署からの報告、記録、資料提供等の要求については本市の指示に基づき対応すること。

1-2-12. 本市への報告

- (1) 運営管理事業者は、本件施設の運営に関して、本市が指示する報告、記録及び資料等を速やかに提出すること。
- (2) 運営管理事業者の定期的な報告は、「第2章第7節 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故等は「第2章第8節 防災管理業務」に基づき行うこと。

1-2-13. 周辺施設整備等への協力

運営管理事業者は本件施設の敷地内及び周辺で本市が行う事業等に対し、本市の要請に基づき協力すること。現在予定している事業は次のとおりである。

- (1) 沼津市清掃プラント解体事業（実運営期間開始後に着手）
- (2) 余熱利用施設整備事業（清掃プラント解体後に着手）

1-2-14. 余熱利用施設の運営等への協力

本市が清掃プラント跡地で整備を予定する余熱利用施設への熱（温水）及び電気供給に際しては、余熱利用施設の通年運営計画（営業期間、営業時間、メンテナンス計画等）の立案・変更について、本市から協力を求められた際は、本件業務に支障が生じない範囲で協力に応じること。なお、本件施設の全休炉時においては、本件施設から熱及び電気の供給を停止し、余熱利用施設では自らのボイラで熱源を確保することも考えられるため、あらかじめ計画停止時期について本市へ通知するとともに、何らかの事由により計画外停止する際は速やかに本市へ通知すること。

また、月に一度の頻度で、運営管理事業者と新余熱利用施設の運営事業者間で連絡協議会を開催するものとし、翌月の両施設の運営計画等について確認すること。

なお、余熱利用施設の供用開始は令和16年4月を予定する。余熱利用施設の供用開始前（供用開始の1か月前を想定）においては、温水供給及び電力供給に係る設備の試運転調整を行い、所定の能力・機能を発揮できる状態とした上で、余熱利用施設の供用開始とともに温水供給及び電力供給を開始する。当該試運転調整に際しては、本市の求めに応じて余熱利用施設と連携すること。

1-2-15. 本市の検査

本市が運営管理事業者の運転や設備の点検等を含む運営全般に対する立入検査を行う時は、運営管理事業者は、その監査、検査に全面的に協力すること。また、本市が本件施設の運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに提出すること。

1-2-16. 運営モニタリング及び性能確認試験等への協力

運営管理事業者は、本市が行う運営モニタリングに全面的に協力する。

また、設計施工事業者に対する契約内容である、契約不適合責任期間完了前検査及び性能確認試験等に関しても、その検査や監理に全面的に協力すること。

1-2-17. 本市一般廃棄物処理基本計画等の遵守

運営管理事業者は、本件業務を実施するに当たり、本市が定める「一般廃棄物処理基本計画」等の内容を遵守すること。

1-2-18. 急病等への対応

- (1) 運営管理事業者は、本件施設への搬入者、来場者又は従業者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を常備するとともに、急病人発生時の対応マニュアルを整備し本市の承諾を得ること。
- (2) 運営管理事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。
- (3) 運営管理事業者は、本件施設に AED（自動体外式除細動器）を設置すること。設置位置は、本件施設内の従業者の所在・動線等を踏まえ、適切な位置とすること。また、設置した AED は適切に管理するとともに、従業者に対して必要な講習等を実施し、常時使用可能な状態を維持すること。

1-2-19. 災害等発生時の協力

- (1) 災害その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の災害廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を本市が実施しようとする場合、運営管理事業者はその処理処分に全面的に協力すること。この場合、本件施設への災害廃棄物の搬入、ごみピットへの投入、一時貯留ヤードへの貯留（又は仮置き）は、通常の処理対象物と同様に本市が実施する。なお、当該廃棄物の処理に係る追加的費用については、処理対象物の量及びごみ質が運營業務委託契約書で定める一定の範囲にある場合は変動費により支払うものとするが、契約に定める一定の範囲を超える場合や追加的業務等が発生する場合は別途協議により定める。
- (2) 運営管理事業者は、火災や事故、災害その他不測の事態が発生し本件施設が操業できない

状況になった場合、また、処理不適物の搬入が原因で本件施設の操業ができない場合等には、処理対象物の受入先の確保及び処理体制を維持するため全面的に本市に協力すること。

- (3) 本件施設は地域の防災拠点施設としての機能が求められている。災害その他不測の事態の発生し、近隣住民が敷地内や本件施設へ避難してきた際は、本件施設が有する防災拠点機能を活用し、温水、電気及び運営管理事業者が調達・管理する災害等に備えた備蓄（以下「災害用備蓄」という。）の提供を行う。なお、災害用備蓄の内容及び数量については、80名程度が3日間程度の避難生活を過ごすことが可能なものを十分に確保しておくこと。
- (4) 運営管理事業者は、以上の取組みに関する協定書について、実運営期間開始までに本市との協議に基づき作成し締結する。

1-2-20. 個人情報の保護

- (1) 運営管理事業者は、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守し、本件業務によって知り得た個人情報を適切に管理すること。
- (2) 運営管理事業者は、個人情報の管理に当たり、個人情報保護マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。

1-2-21. マニュアル及び計画書等作成

本件業務の実施において、運営管理事業者が作成するよう定められている各業務のマニュアル及び計画書については、本市との協議により作成すること。なお、本市との協議を要しない軽微なものの場合には、作成後速やかに本市の承諾を得ること。

(1) 運営管理マニュアル

建設工事請負契約に基づき設計施工事業者が保証する本件施設の性能保証事項については、設計施工事業者が作成する運営管理マニュアルに従って適切に運営が行われた場合に達成されることを前提とする。

運営管理マニュアルは、運営管理事業者が作成する業務計画書の上に位置するマニュアルである。運営管理事業者は運営管理マニュアルに基づき、業務マニュアル及び業務計画書を作成する。

なお、本件業務を適切に実施する上で運営管理マニュアルの改訂の必要性が生じた場合は、変更内容についての設計施工事業者からの意見聴取と合意を得た上で必要な改訂を行い、本市の承諾を得ること。なお、運営管理事業者は、運営マニュアルを改訂する際には、その必要性について事前に本市へ報告すること。

(2) 業務マニュアル

運営管理事業者は、本件業務の実施に先立ち、業務委託期間を通じた業務遂行に関し、公害防止基準等を遵守する等、技術提案書において提案した事項（水準）を反映したマニュアル（以下「業務マニュアル」という。）を、本件業務の各業務に関して作成した上、本市に提出し、その承諾を得るものとする。なお、運営管理事業者は、業務マニュアルを改訂する場合には、事前に本市の承諾を得るものとする。

(3) 業務計画書（業務実施計画書）

運営管理事業者は、各事業年度が開始する30日前（最初の事業年度に関しては実運営期間が開始する90日前）までに、各業務に係る業務計画書（最初の事業年度に関しては業務実施計画書という。）を作成して、本市に提出し、各事業年度が開始する前に本市の承諾を受けなければならない。運営管理事業者は、本市の承諾を受けた業務計画書を変更しようとする場合には、本市の承諾を受けなければならない。なお、業務計画書の様式、記載方法等については、本市と運営管理事業者の協議により定めるものとする。

表 1-1 に業務計画書に含むべき内容を示す。業務実施計画書については、実運営期間全体の維持管理業務の長期計画を含むものとし、業務計画書に含むべき内容を参考に、本市

と運営管理事業者の協議により定めるものとする。

(4) 業務報告書

運営管理事業者は、本件事業における各業務の遂行状況に関し、日報、月報及び年報その他の報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し、それぞれ所定の提出期限までに、本市に提出するものとする。なお、業務報告書の様式及び記載方法等については、本市と運営管理事業者の協議により定めるものとする。

運営管理事業者は、上述の業務報告書のほか、各種の日誌、点検記録及び報告書等を作成し、運営管理事業者の事業所内に契約期間にわたって保管しなければならない。運営管理事業者は、本市の要請があるときは、それらの日誌、点検記録及び報告書等を本市の閲覧又は謄写（電子ファイルの提供を含む）に供しなければならない。

表 1-1 業務計画書に含むべき内容

業 務	業務計画書
1) 受付管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受付管理指導マニュアル ・ 搬入管理記録様式 ・ 日報、月報、年報様式
2) 運転管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実施体制表 ・ 月間運転計画、年間運転計画 ・ 運転管理マニュアル ・ 運転管理記録様式 ・ 日報、月報、年報様式
3) 維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実施体制表 ・ 調達計画 ・ 点検・検査計画 ・ 補修計画 ・ 更新計画 ・ 長寿命化計画
4) 環境管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全基準 ・ 環境保全計画 ・ 作業環境管理基準 ・ 作業環境管理計画
5) 有効利用及び適正処分業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 余熱利用計画（発電、熱供給） ・ 資源化計画
6) 情報管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種報告書様式 ・ 各種報告書提出要領
7) 防災管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急対応マニュアル ・ 事業継続計画 ・ 自主防災組織体制表 ・ 防災訓練実施要領 ・ 事故報告書様式
8) 関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃要領・体制 ・ 防火管理要領・体制 ・ 施設警備防犯要領・体制 ・ 見学者対応要領・体制 ・ 住民対応要領・体制
9) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全衛生管理体制 ・ 安全作業マニュアル ・ 急病人発生時対応マニュアル ・ 個人情報保護マニュアル ・ 技術提案内容履行計画書 ・ セルフモニタリングマニュアル (チェックシートを含む)

1-2-22. 性能確認試験

建設工事要求水準書に詳細を定める性能確認試験では、施設引渡し後（本件業務においては実運営期間開始後をいう）の2年間のうち、1年間の性能確認試験期間において、本件施設が性能要件（本件業務においては運營業務委託契約書に規定する基本性能に関する性能要件をいう）を達成することを確認する。運営管理事業者は、性能確認試験の実施及び試験結果への対応について、「技術評価項目の履行に関する特記事項」及び「性能確認試験要領書」に従うものとする。また、設計施工事業者が性能確認試験計画書を作成する際は、当事者として協力すること。

1-2-23. 保険

運営管理事業者は、業務委託期間中、本件業務を適切に実施する上で必要と判断する保険に加入するものとするが、少なくとも第三者損害賠償保険には加入すること。具体的な内容は技術提案書によるものとする。また、実際の保険契約及び保険証書の内容については、技術提案書を踏まえた内容であることを本市へ説明し、本市の承諾を得ること。

なお、本件事業に関して本市が加入する保険は、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）を予定している。

第3節 運営管理業務条件

1-3-1. 本件業務の対象施設

本件業務における対象施設は、運営管理業務要求水準書において別段の定めがある場合を除き、本件事業で整備される本件施設のうち、全ての施設・設備とする。

1-3-2. 処理対象物及び年間処理量

1-3-2-1. ごみ焼却施設

(1) 処理対象物

「建設工事要求水準書 2-2-1-1. (4) 処理対象ごみ」を参照する。

(2) 計画年間処理量

本件施設のごみ焼却施設の計画年間処理量は災害廃棄物を除く 55,026 トン/年を標準とし、49,520～60,530 トン/年 (55,026±10%) の範囲で変動する。計画年間処理量の内訳については、「建設工事要求水準書 2-2-1-1. (6) 計画年間処理量等」を参照する。

また、災害発生時には最大想定で 27,000 t /3 年の災害廃棄物を処理するものとし、この場合、9,000 t /年の災害廃棄物を含む 64,050 t /年を処理できること。

(3) ごみ質

本件施設における処理対象物のごみ質は「建設工事要求水準書 2-2-1-1. (7) ごみの性状等」を参照する。

1-3-2-2. リサイクル施設

(1) 処理対象物

「建設工事要求水準書 2-2-1-2. (4) 処理対象ごみ」を参照する。

(2) 計画年間処理量

本件施設のごみ焼却施設の計画年間処理量は災害廃棄物を除く 4,574 トン/年を標準とし、4,110～5,030 トン/年 (4,574±10%) の範囲で変動する。計画年間処理量の内訳については、「建設工事要求水準書 2-2-1-2. (5) 計画年間処理量等」を参照する。

(3) ごみ質

本件施設における処理対象物のごみ質は「建設工事要求水準書 2-2-1-2. (6) ごみの性状等」を参照する。

1-3-3. 運営管理業務条件

1-3-3-1. 運営管理業務

本件業務は以下に基づき行うものとする。

- (1) 運営管理業務委託契約
- (2) 運営管理業務要求水準書
- (3) 運営管理マニュアル
- (4) 建設工事要求水準書
- (5) 技術提案書
- (6) 本件工事の完成図書
- (7) その他本市が指示するもの

1-3-3-2. 計画書等の提出と承諾

運営管理事業者は、本市の承諾を受ける必要のある図書類を本市へ提出し、本市の承諾を受けなければならない。承諾とは本市がその内容を確認及び承諾する行為をいう。

承諾の手順は、まず、事前説明用の協議用図書を提出し、本市の調査指摘を受けて改正を行い、その後正式に申請し、承諾を受ける。ただし、本市による承諾は、運営管理業務要求水準書に基づく運営管理事業者の責任を何ら軽減又は免除させるものではない。

1-3-3-3. セルフモニタリングの実施

運営管理事業者は、運営管理業務要求水準書及び技術提案書のうち運営管理業務に係る内容を網羅的に整理したセルフモニタリングチェックシートを作成し、業務計画書に添えて本市に提出し、本市の承諾を受けること。

また、運営管理業務の実施に当たっては、セルフモニタリングチェックシートに基づいてセルフモニタリングを実施すること。

1-3-3-4. 提出書類の変更

業務委託期間中に提出書類に運営管理業務要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、運営管理事業者の責任において運営管理業務要求水準書を満足させる変更を行うものとする。

1-3-3-5. 運営管理業務要求水準書記載事項

(1) 記載事項の補足等

運営管理業務要求水準書に記載された事項は、本件業務における基本的部分について定められたものであり、これを上回って運営することを妨げるものではない。運営管理業務要求水準書に記載されていない事項であっても、施設を運営するために当然必要と思われるものは、全て運営管理事業者の責任において実施しなければならない。

(2) 参考図書の取扱い

運営管理業務要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。運営管理事業者は「(参考)」と記載されたものについて、施設を運営するために当然必要と思われるものは、全て運営管理事業者の責任において実施しなければならない。

1-3-3-6. 契約金額の変更

前記 1-3-3-4 及び 1-3-3-5 の場合、契約金額の変更の手続きは行わない。

1-3-4. 委託料

- (1) 本件業務の委託料については、固定費と変動費の金額を合計した金額とする。
- (2) 固定費とは、本件施設へ搬入された処理対象物量の増減にかかわらず変動しない費用のことである。
- (3) 変動費 A とは、本件施設のうちごみ焼却施設へ搬入された処理対象物量の増減とごみ質の性状（主に低位発熱量のこと）に応じて変動する費用のことである。
- (4) 変動費 B とは、本件施設のうちリサイクル施設へ搬入された処理対象物量の増減に応じて変動する費用のことである。ただし、一時貯留（ストック）の対象である、紙パック、自己搬入された古紙、古布は変動費の対象とはしない。
- (5) 上記変動費 B に関しては、事業者の提案により固定費として一括して計上してもよいものとする。この場合は固定費 B へ計上する。
- (6) 委託料の基礎とする処理対象物量は、本件施設の計量機において計量した搬入量とする。
- (7) 固定費及び変動費には「表 1-2 本件業務における委託料の構成」の費用が含まれる。
- (8) 変動費 A の単価については、処理対象物の搬入量及びごみ質の性状に応じた計算式又は早見表に基づくものとし、事業者が技術提案書において定めるものとする。
- (9) 余熱利用施設へ温水（余熱利用）及び余剰電力を本件施設から供給するものとし、温水の供給に係る費用については、本件業務の委託料に含まれるものとする。
- (10) 業務委託期間中に生じた物価変動については、適切な方法で委託料の変更を行うものとし、変更方法については運營業務委託契約書において定める。
- (11) 本件業務の委託料のうち固定費は、原則として平準化する。委託料の平準化に関する標準案は、各年度の委託料を平準化するものとする。ただし、令和 11 年度については、他の年度の委託料のおおむね 25%相当額となるよう計画すること。
- (12) 委託料の支払いは、令和 12 年 1 月分（令和 12 年 1 月 1 日～1 月末日）を初回として、以後、令和 32 年 3 月分（令和 32 年 3 月 1 日～3 月末日）までの計 243 回支払うものとする。

- (13) 本件業務に伴い発生する余剰電力の売電収益等は本市に帰属するものとし、電気事業者との売電契約等については本市が行う。ただし、運営管理事業者はその契約手続きにおいて本市に協力することとする。
- (14) 年間の余剰電力量が技術提案書による提案値を超えた場合、本市は運営管理事業者に対してインセンティブ費用を支払うものとする。詳細については運営管理業務委託契約において定める。
- (15) 本市が別途行う契約により生じる有価物の売却に伴う収入は、本市に帰属する。
- (16) 各年度の計画ごみ搬入量は表 1-3 及び表 1-4 を参照すること。
- (17) 本件業務による運営管理事業者の利益に相当する費用は固定費に計上するものとし、他の費用に計上しないこと。

表 1-2 本件業務における委託料の構成

種類	概要	項目
固定費 A (施設全体に係る費用)	点検・検査費、補修工事費、 用役費を除く人件費などの 施設運営に係る諸費用	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・保険料 ・精密機能検査費 ・測定費 等
	基本料金	<ul style="list-style-type: none"> ・電気基本料金 ・アンシラリーサービス料金 ・上水道基本料金 ・下水道基本料金 ・都市ガス基本料金 等
	点検・検査費 補修工事費 予備品・消耗品費 等	<ul style="list-style-type: none"> ・点検検査、補修工事、更新に用する費用 ・処理対象物量、ごみ質の大小に係らず一定量を消費する薬品及び油脂類 ・予備品・消耗品費 等
固定費 B※ (リサイクル施設に係る費用)	用役費	<ul style="list-style-type: none"> ・電気 (従量料金) ・薬品 ・資材 (結束バンド等) ・上水 (従量料金) ・下水 (従量料金) ・都市ガス (従量料金)
変動費 A (ごみ焼却施設全体に係る費用)	用役費	<ul style="list-style-type: none"> ・電気 (従量料金) ・薬品 ・上水 (従量料金) ・下水 (従量料金) ・都市ガス (従量料金)
変動費 B※ (リサイクル施設に係る費用)	用役費	<ul style="list-style-type: none"> ・電気 (従量料金) ・薬品 ・資材 (結束バンド等) ・上水 (従量料金) ・下水 (従量料金) ・都市ガス (従量料金)

※変動費 B に関しては、事業者の提案により固定費 B に一括して計上してもよいものとする。

表 1-3 各年度の計画ごみ搬入量（ごみ焼却施設分）

令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度
13,757 t	55,026 t	55,026 t	55,026 t	55,026 t	55,026 t
令和 17 年度	令和 18 年度	令和 19 年度	令和 20 年度	令和 21 年度	令和 22 年度
55,026 t	55,026 t	55,026 t	55,026 t	55,026 t	55,026 t
令和 23 年度	令和 24 年度	令和 25 年度	令和 26 年度	令和 27 年度	令和 28 年度
55,026 t	55,026 t	55,026 t	55,026 t	55,026 t	55,026 t
令和 29 年度	令和 30 年度	令和 31 年度			
55,026 t	55,026 t	55,026 t			

表 1-4 各年度の計画ごみ搬入量（リサイクル施設分）

令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度
1,144 t	4,574 t	4,574 t	4,574 t	4,574 t	4,574 t
令和 17 年度	令和 18 年度	令和 19 年度	令和 20 年度	令和 21 年度	令和 22 年度
4,574 t	4,574 t	4,574 t	4,574 t	4,574 t	4,574 t
令和 23 年度	令和 24 年度	令和 25 年度	令和 26 年度	令和 27 年度	令和 28 年度
4,574 t	4,574 t	4,574 t	4,574 t	4,574 t	4,574 t
令和 29 年度	令和 30 年度	令和 31 年度			
4,574 t	4,574 t	4,574 t			

1-3-5. 業務委託期間終了時の取扱い

1-3-5-1. 業務委託期間終了時の施設引渡し条件

運営管理事業者は、業務委託期間終了後も本件施設が継続して使用することに支障がない状態であることを確認するため、自らの費用と責任において第三者機関による検査を、本市の立会の下に実施すること。当該検査の結果、本件施設が業務委託期間終了後も継続して使用することに支障がなく、次に示す状態であることを確認したことをもって、本市は業務委託期間終了時の確認とする。

また、当該検査の結果、本件施設が業務委託期間終了後も継続して使用することに支障がある場合は、運営管理事業者は、自らの費用負担において、必要な補修などを実施する。なお、ここで「継続して使用する」とあるのは、業務委託期間終了後の運営を担当する民間事業者（又は本市）が、適切な点検、補修などを行いながら使用することをいう。

また、「当初の完成図書において保証されている基本的な性能を満たしている」とは、本件施設が「1-2-3. 基本性能」を満たすことをいう。

- (1) 業務委託期間が終了する前に、完了試験（処理性能、環境性能等の当初の完成図書において保証されている基本的な性能を満たしていることを確認するための試験をいう。）を実施し、基本性能を満たした状態で業務完了すること。
- (2) 本件施設が業務委託期間終了後も 2 年間は、業務委託期間と同等の条件で運営することを前提に過去 5 年間の平均運転コスト（用役費用、補修工事費用等）において継続して使用することが可能な状態として業務完了することを保証すること。ただし、過去 5 年間に於いて交換又は更新を実施した装置・部品がある場合は、当該交換又は更新に要した費用については平均運転コストから控除する。
- (3) 建物の主要構造部などに、大きな破損や汚損などがなく良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年劣化によるものを含む）を除く。
- (4) 内外装の仕上げや設備機器等に大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む）を除く。

- (5) 業務委託期間終了時に以上のことについての保証書を本市へ提出すること。
- (6) 業務委託期間終了時には、本件施設の運営に必要な用役を補充し、規定数量を満たした上で引き渡す。また、予備品や消耗品などについては、6 か月間使用できる量を補充した上で、引き渡すこと。

1-3-5-2. 業務委託期間終了後の運営方法の検討等

- (1) 本市は、業務委託期間終了の 60 か月前から業務委託期間終了後の本件施設の運営方法について検討する。運営管理事業者は、本市の検討に協力すること。
- (2) 本市が、業務委託期間終了後の本件施設の運営を自ら実施するか、又はこれについて公募などの方法により新たな運営管理事業者を選定する場合、運営管理事業者は次の事項に関して協力すること。
 - ① 新たな運営管理事業者の選定に際して、入札参加等の資格審査を通過した者に対する運営管理事業者が所有する資料の開示（運営管理事業者が作成し本市が所有する資料を含む）
 - ② 新たな運営管理事業者による本件施設及び運営状況の視察
 - ③ 新たな運営管理事業者に対して実施する業務委託期間中の引継ぎ業務（最長 3 か月）
 - ④ 引継ぎ項目には、施設の取扱説明書（業務委託期間中に修正・更新があれば、修正・更新後のものも含む）、要求水準書及び運営管理業務委託契約に基づき運営管理事業者が整備作成する図書を含む。
 - ⑤ その他新たな運営管理事業者の円滑な業務の開始に必要な支援
- (3) 新たな運営管理事業者に対しての運営管理事業者による特定部品の供給に関して、本市、運営管理事業者及び新たな運営管理事業者による協定書を締結する。協定書の内容は、適正な市場価格による特定部品の供給に関する合意等を想定している。また、特定部品とは、著作権又は特許等によって運営管理事業者以外には製造、販売又は供給し得ない装置、部品若しくは材料と定義する。
- (4) 本市が業務委託期間終了後の本件施設の運営を公募に供することが適切でないと判断した場合、運営管理事業者は本件施設の運営の継続に関して本市と次に示す協議に応じること。
 - ① (1) の検討の結果、運営業務の延長が必要となった場合は、本市と運営管理事業者は、本件業務の延長について協議を開始する。業務委託期間終了日の 18 か月前までに、本市と運営管理事業者が合意した場合は、合意された内容に基づき本件業務は延長される。
 - ② 本件業務の延長に係る協議において、本市と運営管理事業者の合意が、業務委託期間終了日の 18 か月前までに成立しない場合は、前項に規定された業務委託期間終了日をもって、本件業務は終了する。
- (5) 本市が運営管理事業者と業務委託期間終了後の運営の継続について協議する場合、業務委託期間終了後の運営業務に関する委託料は、業務委託期間中の委託料に基づいて決定する。このために、業務委託期間中の次の事項に関する費用明細及び業務委託期間終了翌年度の諸実施計画を業務委託期間終了の 12 か月前までに提出すること。
 - ① 人件費
 - ② 運転経費
 - ③ 点検補修費（点検、検査、補修、更新費用など）
 - ④ 用役費
 - ⑤ その他必要な経費（各年度収支内訳表など）

1-3-6. 地域への配慮

関係法令に基づく雇用基準等を遵守した上で、本市での人材雇用に十分配慮するとともに、材料の調達、委託業務の発注等を含め、地域の企業を活用するなど、業務委託期間を通じて、地域経済及び地域社会への貢献について配慮すること。

1-3-7. 原因究明義務

1-3-7-1. 原因究明義務

本件施設の引渡し後 20 年 3 か月間の期間内において、本件施設の基本性能が発揮されない事態が発生し、運営管理事業者からのその旨の報告及び本市がその旨を発見した際は、次のとおりとする。

- (1) かかる事態に際し、本市が設計施工事業者の契約不適合の可能性を疑う場合、又は運営管理事業者が求める場合において、本市は建設工事要求水準書の定めに従い、その旨を設計施工事業者へ通知する。運営管理事業者は、設計施工事業者と協同してこの原因の究明を実施すること。
- (2) 前号以外の場合は、運営管理事業者が、この原因の究明を実施すること。

1-3-7-2. 原因究明に係る費用の負担

- (1) 原因究明の調査に要する費用等の負担については、1-3-7-1. の(1)の場合は、建設工事要求水準書の定めに従い設計施工事業者が負担するものとし、これ以外の場合は運営管理事業者が負担する。
- (2) 原因究明の結果、設計と施工の別に定められた契約不適合責任期間内で、設計の契約不適合、あるいは施工上の過失によるものと明らかとなった場合は、建設工事要求水準書の定めに従い、設計施工事業者が自らの責任において速やかに改善する。
- (3) 原因究明の結果、設計施工事業者の契約不適合及び過失のみならず、原因の一部が本市又は運営管理事業者へ帰責する場合は、双方協議により、改善に要する費用の負担割合を定める。
- (4) 原因究明の結果又は責任の所在等について、本市、運営管理事業者又は設計施工事業者のいずれかにおいて疑義が生じた場合は、裁定機関において判断を仰ぐものとする。
- (5) なお、本項の規定は、性能確認試験における性能要件の確認結果における運営管理事業者の過失の有無の判定に関する手続きも包括する。

1-3-8. 裁定機関

1-3-8-1. 裁定機関

原因究明に基づく帰責者及び責任割合等に疑義がある場合は、本市、設計施工事業者、運営管理事業者、学識経験者、その他必要な第三者による裁定機関を組織し、裁定機関においてその裁定を行う。帰責者は、原則として、裁定機関の裁定結果に従うものとする。

裁定機関の設置及び庶務は本市が担う。また、裁定機関の裁定に係る資料作成、調査、測定、分析、その他必要な費用の負担は、1-3-7-2. 原因究明に係る費用の負担と同様に取扱うものとする。

1-3-8-2. 管轄裁判所

帰責者が裁定機関の裁定に不服がある場合の訴訟の提起又は調停の申立てについては、静岡地方裁判所を第一審専属的管轄裁判所とする。

第2章 運営管理業務

第1節 運営体制

運営管理事業者は、本件業務に係る組織として、以下により適切な組織構成を計画すること。

2-1-1. 業務実施体制

- (1) 運営管理事業者は、本件業務の実施に当たり適切な業務実施体制を整備すること。
- (2) 運営管理事業者は、本件業務全体を統括管理する運営統括責任者（常駐する必要はない）を選任するものとし、運営統括責任者は本件事業の入札における代表企業の社員でなければならない。また、運営統括責任者は、月例業務報告会、年度業務報告会及び（仮称）モニタリング委員会に出席し、本市が行う運営モニタリングに協力すること。
- (3) 運営管理事業者は、整備した業務実施体制について本市に報告し、本市の承諾を得ること。なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告し、本市の承諾を得ること。
- (4) 運営管理事業者は各種マニュアル及び業務実施計画書等の作成並びに変更に伴い、従事者に対して必要な研修を実施すること。
- (5) 人員の確保に当たっては、本市における雇用促進に配慮をするものとする。

2-1-2. 有資格者の配置

- (1) 運営管理事業者は、本件業務の現場総括責任者として、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者を施設に常駐して配置すること。なお、現場総括責任者は運営統括責任者と兼任できるものとし、兼任する場合において、現場総括責任者は本件事業の入札における代表企業の社員でなければならない。
- (2) 前号の現場総括責任者に関して、運営統括責任者との兼任の如何に関わらず実運営期間開始から2年間においては、一般廃棄物を対象とした施設規模100t/日・炉以上のボイラー発電付のストーカ式焼却施設における運営管理業務・運転委託業務の現場総括責任者、またはこれに類する経験を有する者（副責任者等）として1年以上の経験を有する者を配置すること。
- (3) 運営統括責任者に関して、一般廃棄物を対象としたDBO方式またはPFI方式によるボイラー発電付のストーカ式焼却施設（施設規模は問わない）において運営統括責任者、またはこれに類する者としての経験を有する者を配置すること。
- (4) 運営統括責任者または現場総括責任者を変更する場合は、理由の如何にかかわらず、本市の承諾を受けて変更すること。
- (5) 運営管理事業者は、前1号の規定に従い選任した現場総括責任者を本市と設計施工事業者の実施設等に係る打合せに出席させるなどして、本件施設の運営の観点からの意見を本市及び設計施工業者に伝えさせ、設計施工事業者による本件施設の運営マニュアル作成の過程に関与させるとともに、本件施設の設計及び建設の状況を十分に把握させ、実際の本件施設の状況に従った運営ができるよう、十分な準備をさせなければならない。
- (6) 運営管理事業者は、第1種又は第2種ボイラー・タービン主任技術者の資格を有する者を配置すること。なお、電気事業法に基づく主任技術者の選任は当該技術者を選任する。
- (7) 運営管理事業者は、本件業務の実施に必要な第2種または第3種電気主任技術者の資格を有する者を配置すること。なお、電気事業法に基づく主任技術者の選任は当該技術者を選任する。
- (8) 運営管理事業者は、本件事業を行うに当たり必要な有資格者を配置すること（表2-1 必要有資格者（参考）を参照）。
- (9) 運営管理事業者は補修工事や更新工事を実施するに際して、各種の工事に適合する資格を持った主任技術者を配置し、補修工事等を管理すること。

表 2-1 必要有資格者（参考）※1

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者	本件施設の維持管理に関する技術上の業務を担当
安全管理者※2	安全に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
衛生管理者※2	安全に係る技術的事項の管理（常時50人以上の労働者を使用する事業場）
防火管理者	施設の防火に関する管理者
酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
第 1 種圧力容器取扱作業主任者	第 1・2 種圧力容器の取扱作業
第 2 種又は第 3 種電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督（法令の規定により種別決定）
第 1 種又は第 2 種ボイラー・タービン主任技術者	ボイラー・タービンの工事維持及び運用に関する保安の監督
クレーン運転技士	ごみクレーンと灰クレーンの運転
特定化学物質等作業主任者	特定化学物質の作業方法等の指導、排ガス処理設備等の点検、保護具の使用状況の監督
高圧ガス製造保安責任者	高圧ガスの製造施設に関する保安
その他必要な資格者	

※1：その他運営を行うに当たり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

※2：提案内容により、安全衛生推進者でも可とする。

2-1-3. 労働安全衛生・作業環境管理

運営管理事業者は、本件業務に係る労働安全衛生・作業環境管理として、以下により計画すること。

- (1) 運営管理事業者は労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するために、本件業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- (2) 運営管理事業者は、整備した安全衛生管理体制について本市に報告し承諾を得ること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本市へ報告し承諾を得ること。
- (3) 運営管理事業者は安全衛生管理体制に基づき、職場における従事者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (4) 運営管理事業者は作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (5) 運営管理事業者は「廃棄物ごみ焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第 401 号の 2、平成 13 年 4 月 25 日）に基づきダイオキシン類対策委員会を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。なお、ダイオキシン類対策委員会には、本市が定める者の同席を要すること。
- (6) 運営管理事業者は「廃棄物ごみ焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第 401 号の 2、平成 13 年 4 月 25 日）に基づき、労働者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- (7) 運営管理事業者は本件施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- (8) 安全作業マニュアルは施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- (9) 運営管理事業者は、作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書を本市へ報告すること。

- (10) 運営管理事業者は、日常点検及び定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、本市と協議の上、施設の改善を行うこと。
- (11) 運営管理事業者は労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者に対して健康診断を実施し、その結果及び結果に対する対策について本市へ報告すること。
- (12) 運営管理事業者は従事者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (13) 運営管理事業者は安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。
- (14) 運営管理事業者は場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。
- (15) 本件施設の安全停止については、マニュアル化を行い迅速な対応に努めること。なお、安全停止マニュアルは、本市と協議の上、本市の承諾を得ること。
- (16) 運営管理事業者は、本件施設の点検・検査及び補修工事を行う場合は、リスクアセスメントを実施し、従事者の安全と施設の保全に務めること。

2-1-4. 防火管理

- (1) 運営管理事業者は、消防法等関係法令に基づき、本件施設の防火管理上必要な管理者及び組織等を整備すること。
- (2) 運営管理事業者は、整備した防火管理体制について本市へ報告し、承諾を得ること。なお、体制を変更する場合は速やかに本市へ報告し、承諾を得ること。
- (3) 運営管理事業者は、日常点検及び定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、本市と協議の上、施設の改善を行うこと。
- (4) 特に、ごみピット等の火災が発生しやすい場所については、入念な防火管理を行うこと。

2-1-5. 施設警備・防犯

- (1) 運営管理事業者は、本件施設の警備体制を整備すること。
- (2) 運営管理事業者は、整備した施設警備・防犯体制について本市へ報告し承諾を得ること。なお、体制を変更する場合は速やかに本市に報告し承諾を得ること。
- (3) 運営管理事業者は、本件施設の警備を実施し、第三者の安全を確保すること。なお、本市職員の業務時間外の敷地出入口の警備も含むものとする。
- (4) 運営管理事業者は、夜間又は休日の来訪者について、必要に応じて対応を行うこと。
- (5) 本市事務所(クリーンセンター管理事務所棟を想定)の機械警備業務は本市の所掌とする。

2-1-6. 連絡体制

運営管理事業者は、平常時及び緊急時の本市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本市へ報告すること。

2-1-7. 主任技術者の選任

電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任の条件は次に示すとおりとする。

- (1) 運営管理事業者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。
- (2) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者として選任する者がその保安のために行う指示に従うこと。
- (3) 主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。
- (4) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務の委託を受けている者又はその従業員であって選任する事業場に常時勤務する者であること。

第2節 受付管理業務

運営管理事業者は、計量棟における計量事務・処理手数料徴収代行業務、プラットホーム及び自己搬入ヤードでの車両誘導等を行うとともに、本件施設にごみを搬入する市民等に対して節度ある姿勢で対応すること。

運営管理事業者が行う受付管理・監視業務等によって処理不適物等の違反ごみを搬入した車両（者）が発見された場合は、速やかに本市に報告するとともに本市職員が指導業務を実施する。ただし、土曜日、祝日は本市職員が不在となるため、運営管理事業者が指導業務を代行すること。

2-2-1. 搬入時間等

2-2-1-1. ごみ焼却施設

ごみ焼却施設における標準的な搬入日と時間帯は次のとおりとする。

(1) 収集ごみ

- ・月曜日から土曜日、祝日：8：30～12：00、13：00～15：30 まで
- ・年始（1/1～1/3 まで）は搬入停止

(2) 自己搬入ごみ（市民、事業者等）

- ・月曜日から土曜日（日曜、祝日、第2・第4土曜を除く）：8：30～12：00、13：00～15：30 まで
- ・年始（1/1～1/3 まで）は搬入停止

2-2-1-2. リサイクル施設

リサイクル施設における標準的な搬入日と時間帯は次のとおりとする。

(1) 収集ごみ

- ・月曜日から金曜日（土曜、日曜、祝日を除く）：8：30～12：00、13：00～15：30 まで
ただし、平日で月に20日を確保できない場合は、土曜日も収集を行う
- ・毎月29日、30日、31日は収集を行わず、1日～28日の中で20日を確保する
- ・年始（1/1～1/3 まで）は搬入停止

(2) 自己搬入ごみ（市民、事業者等）

- ・月曜日から土曜日（日曜、祝日、第2・第4土曜を除く）：8：30～12：00、13：00～15：30 まで
- ・年始（1/1～1/3 まで）は搬入停止

2-2-1-3. 臨時の受付

前2-2-1-1及び2-2-1-2によらず、年度のカレンダーによっては、連続した休日等に特別収集日等が設定される場合があるので、この場合は業務範囲内として対応すること。また、道路交通渋滞等の事情により本件施設への搬入車両の到着が遅延することがあるため、この場合も同様とする。

また、次に示す場合については、搬入を行うことがあるため、運営管理事業者は対応すること。ただし、(1)の場合であって、前2-2-1-1及び2-2-1-2に示す搬入日と時間帯以外の時間帯等において受付管理業務が発生した場合、その他、運営管理業務要求水準書に示す業務範囲外の業務が発生した場合は、その業務に要する費用等の取扱いについて協議により定めるものとする。

- (1) 災害廃棄物を処理するため搬入が必要な場合
- (2) 年末特別自己搬入（12/29、12/30）
- (3) 上記の他、繁忙期対策等としてあらかじめ本市が指定する場合（年末年始など）

2-2-2. 受付管理・監視業務等

事業者は以下に示す条件に基づき、本件施設に搬入される処理対象物の受付管理・監視業務等を行うこと。受付管理・監視業務等（接遇を含む）の業務水準は、特記するものを含め既存の清掃プラントにおける業務水準以上を達成するものとし、市民サービスの向上に努めること。

なお、次に示す業務については、令和17年3月31日までの間は本市所掌の業務とし、令和17年4月1日から業務委託期間が終了する日まで本件業務の業務範囲とする。当該業務の業務引継ぎに係る準備行為については、その期間を含めて本市との協議により定める。

- ① 「2-2-2-1. 計量棟での受付管理」に規定する業務
- ② 「2-2-2-2. 案内・指示等」に規定する業務のうち次に示す業務
 - ア. (1)及び(3)のうち自己搬入ヤード内での誘導・指示に係る業務
 - イ. (3)のうち自己搬入ヤード内での小型計量器を用いた分別品目の別の実施する重量の計測と管理に係る業務（ただし、重量の計測に際して、作業用車両等を用いた作業を要する場合は、作業用車両等の運転は運営管理事業者の所掌とする）
 - ウ. (6)のうち自己搬入ヤード内での処理不適物等の違反ごみ搬入について監視に係る業務（ただし、運営管理事業者は(4)の業務につき、コンテナ等の内容物をダンピングボックスや受入貯留ヤード等へ展開するに際して、処理不適物の混入有無について監視し、発見した際は本市へ報告する）
- ③ 「2-2-2-3. 料金徴収代行業務」に規定する業務
- ④ 「2-2-2-4. 年末特別自己搬入対応業務」に規定する業務

2-2-2-1. 計量棟での受付管理

運営管理事業者は、計量棟において、収集車（直営、委託、許可業者等）及び一般持込車の計量手続きを行う。計量は、原則として2回行うこととする。一般持込車及び収集車のうち、直営、委託、許可業者は次のとおりとする。また、運営管理事業者は、焼却残渣や有価物等を搬出する車両についても、計量棟において計量し、確認・記録すること。

- (1) 直営：本市が収集して搬入する。
- (2) 委託：本市から委託を受けた者が収集して搬入する。
- (3) 許可業者：本市の許可を受けた者が収集して搬入する。
- (4) 一般持込車：市民又は事業者が直接搬入する。

2-2-2-2. 案内・指示等

計量機を通過した車両のうち、収集車については各々の施設のプラットホームへ案内するものとし、一般持込車については自己搬入ヤードへ案内することを原則とする。ただし、一般持込車であっても自己搬入ヤードでの荷下ろしに適さないと判断される車両（例：大型トラック等）については、プラットホームへ案内すること。このうち、一部の中型車両については、計量棟で聞き取った搬入物の構成に応じて、自己搬入ヤードで一部のごみを荷下ろし案内した後に、プラットホームへ誘導して特定のごみを荷下ろしさせる等の柔軟な対応を講じること。

- (1) 運営管理事業者は、安全に搬入が行われるように、プラットホーム及び自己搬入ヤードにおいて搬入車両を誘導・指示すること。
- (2) 運営管理事業者は、プラットホーム内で搬入車両（直営、委託、許可業者）を誘導・指示する他、ダンピングボックスへの誘導及びダンピングボックスの操作を行うものとし、処理対象物に応じて破碎機を操作し破碎処理を行うこと。なお、混載で持ち込まれる場合は、所定の場所で荷下ろし、再計量等の指示等を行うこと。
- (3) 運営管理事業者は、自己搬入ヤード内で一般持込車を誘導・指示する他、搬入されたごみを分別品目の別にコンテナ等に投入するよう指示するものとし、必要に応じて荷下ろし作業等を補助すること。また、搬入されたごみは、小型計量器を用いて分別品目の別に重量を計測・管理すること。
- (4) 運営管理事業者は、自己搬入ヤードでコンテナ等に投入・保管された分別品目別の処理対象物について、適宜プラットホームへ搬送すること。
- (5) 死獣が搬入された際は、小型動物、大型動物、患畜の別に定めた処理方法に応じた場所へ荷下ろしさせること。（一例：小型動物はごみピットへ、大型動物はホップステージへ）。
- (6) 運営管理事業者は、計量機及びプラットホーム、自己搬入ヤード、ダンピングボックスなど全ての場所で処理不適物等の違反ごみ搬入について監視を行い、また、処理不適物等の違

- 反ごみを搬入した者への排除の指示を行う。監視結果は日報により本市に報告すること。
- (7) 運営管理事業者は、不定期の展開検査（搬入物の中身の検査をごみ焼却施設とリサイクル施設の別に実施する、1施設につき1日/2～3か月程度）を本市立会いのもと実施すること。
 - (8) 違反ごみ搬入車（者）への指導業務は本市が対応するので、展開検査や運転管理業務において違反ごみ搬入車を発見した際は、速やかに本市の搬入指導員等へ連絡するとともに、本市が対応するまでの間、違反ごみ搬入車（者）をプラットホーム内の安全な場所へ誘導・待機させること。
 - (9) 運営管理事業者は、必要に応じて誘導員を配置する等、適切な案内・指示を行うこと。また、繁忙期において敷地外へ搬入車両が渋滞する場合には、敷地外の交通整理を行うこと。

2-2-2-3. 料金徴収代行業務

- (1) 運営管理事業者は、本市の業務代行として搬入料金を徴収し管理する。徴収料金について日報を作成し本市へ報告する。また、現金は定期的（原則、徴収日の翌日）に本市の指定する口座へ振り込むこととする。料金徴収に関する詳細業務手続は協議により決定する。
- (2) なお、後納により料金徴収する場合は、料金請求は本市が行うので、本市が定める方法に従い、許可業者別の請求額等を本市へ報告すること。

2-2-2-4. 年末特別自己搬入対応業務

自己搬入ごみの受入れについては、原則、月曜日から土曜日（日曜、祝日、第2・第4土曜を除く）の8:30～12:00及び13:00～15:30までであるが、12/29、12/30については、曜日に関わらず、特別に自己搬入ごみの受入れを行っている。そのため、上記日程については、自己搬入ごみの受入れを行うとともに、計量棟での受付管理、案内・指示等、料金徴収代行業務等の必要な業務を行うこと。なお、令和17年3月31日までの間は本市所掌の業務であるが、運営管理事業者は、全面的に当該業務に協力すること。

第3節 運転管理業務

運営管理事業者は、本件施設の各設備を適切に運転し、本件施設の基本性能を発揮し、関係法令、公害防止基準等を遵守し搬入される処理対象物を適正に処理するとともに、経済的かつ効率的な運転に努めること。

2-3-1. 業務実施体制

- (1) 運営管理事業者は、本件施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。
- (2) 運営管理事業者は、整備する運転管理体制について本市へ報告し承諾を得ること。なお、体制を変更する場合は速やかに本市に報告し承諾を得ること。

2-3-2. 運転条件

運営管理事業者は、運営管理業務要求水準書、建設工事要求水準書及び完成図書に示す運転条件に基づき、本件施設を適切に運営すること。

2-3-2-1. 年間運転日数

本件施設の年間運転日数は以下の条件を満たすものとし、本市の搬入計画に基づき運営管理事業者が計画する。

- (1) ごみ焼却施設
 - ① 搬入される処理対象物を滞りなく処理すること。ただし、ごみ焼却施設の運転においては、効率的な運転に努めると共に、運転する焼却炉（系列）が偏った運転計画とならないよう留意すること。
 - ② 1炉につき90日以上連続運転を行える状態を維持すること。
 - ③ 2炉停止期間を可能な限り少なくすること。
- (2) リサイクル施設
 - ① 搬入される処理対象物を滞りなく処理すること。
 - ② 一系列当たり90日間以上にわたり、この間の計画作業日における安定運転が可能な状態を維持すること。

2-3-2-2. 運転時間

- (1) ごみ焼却施設の運転時間は24h/日とする。
- (2) リサイクル施設については、原則として施設の運転時間（プラントを稼働させてごみを処理する時間のこと）を5h/日とするが、繁忙期対応や維持管理業務との兼ね合い等により時間延長する場合には本市と協議すること。

2-3-2-3. 施設動線

- (1) 場内の動線については、別途本市が指示した場合は、その動線を遵守すること。
- (2) 緊急時の動線については本市と協議すること。

2-3-2-4. 車両の調達等

運転（試運転を含む）管理に必要な車両（場内用積込作業車等）は、施設の運転管理・維持管理に支障のない車両を選定し、運営管理事業者自らの費用と責任で必要な時期までに調達又はリースし、業務委託期間中において維持していくこと。また、場内で使用する車両（フォークリフト等）は原則として電動式とすること。

なお、令和5年度現在で本市が所有し運用しているフォークリフトが3台存在する。本件業務を開始する段階で運営管理事業者が希望する場合は、これらを貸与することができる。

2-3-3. 処理対象物の受入

- (1) 運営管理事業者は、本市等により搬入される処理対象物をごみピットや受入貯留ヤード等の受入供給設備において受入可能である限り、受け入れること。なお、受入可能量を超えるおそれがある場合、直ちにその旨を本市へ報告し、本市の指示に従うこと。
- (2) 運営管理事業者は、ごみ焼却施設のごみピットに貯留された処理対象物について、善良なる管理者の注意義務を持って処理不適物のごみホッパへの投入を防止し、ごみピットへ処理不適物が混入されていた場合には排除すること。また、処理不適物を発見した場合には、速やかに本市へ報告すること。
- (3) 運営管理事業者は、リサイクル施設の受入貯留ヤードに貯留（又は仮置き）した処理対象物について、運転計画等に基づいて選別等を行い、各処理系列での処理に供すること。なお、運営管理事業者は、破砕処理対象物の破砕処理に際して、善良なる管理者の注意義務を持って処理不適物の装置への投入を防止し、処理不適物が混入されていた場合には排除すること。また、処理不適物を発見した場合には、速やかに本市へ報告すること。
- (4) 本市等により搬入される処理対象物については、原則、搬入車が荷下ろしを行うものとするが、必要に応じ、その補助を行うこと。ただし、本市が搬入する戸別収集車両については、その荷下ろし作業については運営管理事業者の所掌とする。

2-3-4. 搬入された処理対象物の性状分析等

- (1) ごみ焼却施設
 - ① 運営管理事業者は、本件施設に搬入された処理対象物うち、ごみピット内の攪拌済み廃棄物の性状について、定期的に分析・管理を行うこと。
 - ② 分析項目及び方法については、「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について昭和52年11月4日環整第95号」に示される項目及び方法を満たすものとし、低位発熱量の実測値及び元素組成分析を加えること。
 - ③ 頻度については、年12回（1か月に1回）以上実施する。
- (2) リサイクル施設
 - ① 運営管理事業者は、本件施設に搬入された処理対象物うち、受入貯留ヤードに一次貯留した廃棄物の性状について、代表的な廃棄物を採取し定期的に分析・管理を行うこと。
 - ② 分析項目及び方法については、「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について昭和52年11月4日環整第95号」に示される方法を参考に対象とする廃棄物の性質、及び処理工程や選別品目に応じて最適な項目を選定すること。
 - ③ 頻度については、運営管理事業者の提案をもとに本市との協議により定める。

2-3-5. 処理不適物等の取扱い

運営管理事業者は、処理不適物等を施設内に適切に保管し、運営管理事業者が積込みを行い、本市又は本市の指定する業者に引き渡すこと。

2-3-6. 搬出物の性状分析等

- (1) 運営管理事業者は、搬出物の量について管理を行うこと。
- (2) 運営管理事業者は、搬出物のうち品質及び性状を管理すべき品目について定期的に分析・管理すること。
- (3) 運営管理事業者は、本件施設から搬出する処理不適物等の量について管理を行うこと。

2-3-7. 適正処理

- (1) 運営管理事業者は、関係法令、施設の公害防止基準等を遵守し、搬入された処理対象物について適正に処理を行うこと。特に、ダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うとともに、リチウムイオン電池に代表される火災の原因となる処理不適物の処理系列への投入を未然に防ぐこと。
- (2) また、前号の処理に際して、運営管理事業者は、本件施設への処理対象物の搬入形態（建設

工事要求水準書 2-2-3. 搬入条件を参照) を踏まえ、必要な前処理等を実施すること。

- (3) 運営管理事業者は、本件施設から発生する焼却灰及び飛灰等が、関係法令、公害防止基準、資源化処理及び最終処分のための基準、品質及び性状等を満たすように適正に処理すること。
- (4) 処理が困難な廃棄物等については、適切な処理を施し、本市が指定する場所に保管すること。

2-3-8. 適正運転

運営管理事業者は、本件施設の運転が、関係法令、公害防止基準、選別基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

2-3-9. 災害発生時等の協力

災害その他不測の事態が発生して多量の災害廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理を本市が実施しようとする場合、運営管理事業者はその処理に協力しなければならない。

また、鳥インフルエンザ発生時等において、本市が公衆衛生上の観点から必要な焼却処理を実施しようとする場合、運営管理事業者はその処理に協力しなければならない。

2-3-10. 運転計画の作成

- (1) 運営管理事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、本市の承諾を得なければならない。運転計画には搬出車両配車計画（車両別・日別）を含むこと。
- (2) 運営管理事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、対象月の前月 20 日までに、本市の承諾を得なければならない。
- (3) 運営管理事業者は、本件施設の年間運転計画及び月間運転計画に従って運転管理業務を実施すること。
- (4) 運営管理事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合、本市と協議の上、計画の変更をしなければならない。

2-3-11. 運転管理マニュアル

- (1) 運営管理事業者は、施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理値を設定するとともに、操作手順及び方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを作成（実運営期間開始日の 30 日前まで）し、マニュアルに基づいた運転を実施しなければならない。
- (2) 運営管理事業者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転にあわせて随時改善していかなければならない。改善した内容は逐次本市へ報告すること。

2-3-12. 運転管理記録の作成

運営管理事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、補修等の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成しなければならない。

2-3-13. 教育訓練

2-3-13-1. 運転教育計画書の作成

本件施設に関して、業務委託期間を通じた運転教育計画書を策定し、本市の承諾を得ること。

2-3-13-2. 運転教育の実施

- (1) 策定した運転教育計画書に基づき、運営管理事業者が自ら確保した従事者などに対し、適切な教育訓練を行う。
- (2) 運営開始に際しては、本件施設の試運転期間中に設計施工事業者から本件施設の運転に必要な教育訓練を受ける。

2-3-13-3. 業務の質の向上

- (1) 従事者には運営管理事業者の制服を着用させ、常に清潔に保つよう配慮すること。
- (2) 従事者には、定期的な接遇マナー研修を実施する等して、常に良好な来場者対応及び案内・指示・指導対応の維持・向上に努めること。
- (3) 新規採用者に知識、技能等に関する教育を十分に実施するとともに、既従事者においても知識、技能の維持及び向上のため、定期的な研修、講習を実施する等して、従事者の資格取得と職場の技術レベルを維持・向上するよう努めること。

2-3-14. 試運転、予備性能試験及び引渡性能試験

設計施工事業者が実施する本件施設の試運転、予備性能試験及び引渡性能試験等において、これらの実施に係る業務については、運営管理事業者がこれを建設工事の設計施工事業者から受託して行うことができる。なお、その際、建設工事期間中の管理責任は全面的に設計施工事業者が担うものとする。

2-3-15. 各種基準値を満足できない場合の対応

2-3-15-1. 要監視基準と停止基準

基本的に運営管理業務要求水準書に記載の性能を満足した運転を行うものとするが、公害防止基準等を満足しているか否かの判断基準として、要監視基準と停止基準、その他運転基準を設定する。

(1) 対象項目

要監視基準及び停止基準の項目は、ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、水銀、ダイオキシン類とする。

(2) 基準値

停止基準の基準値は、建設工事要求水準書「第2章 第4節公害防止条件」における公害防止基準を適用するものとし、要監視基準と運転基準値は事業者の技術提案書により定める。なお、運転基準値については、その超過などが発生した場合でも、是正勧告、委託料の減額の対象としないが、運転基準値を超過する事態が頻繁に発生する、又は常態化する事態となった際は、かかる事態に対して原因究明を行い、運転基準値での運転が安定して継続するように業務の改善等を実施しなければならない。

なお、施設の運転に当たっては、要監視基準値を超過しないよう最大限に留意するものとし、計測値が要監視基準に近づく際は適切な低減操作を行うこと。

表 2-2 運転基準、要監視基準及び停止基準

物質	運転基準値	要監視基準		停止基準	
		基準値	判定方法	基準値	判定方法
ばいじん	g/m ³ N		1時間平均値が基準値を超過した場合、該当する焼却炉の監視を強化し改善策の検討を開始する。		1時間平均値が左記の基準値を超過した場合、速やかに該当する焼却炉の運転を停止する。
塩化水素	ppm				
硫黄酸化物	ppm				
窒素酸化物	ppm				
一酸化炭素	ppm				1時間平均値又は4時間平均値が左記の基準値を超過した場合、速やかに該当する焼却炉の運転を停止する。
水銀	mg/m ³ N				定期バッチ計測データが左記の基準を超過した場合、直ちに再度の

ダイオキシン類	ng-TEQ/ m ³ N		炉の監視を強化し改善策の検討を開始する。	計測を実施する。再度の計測の結果、左記の基準を超過した場合は、速やかに該当する焼却炉の運転を停止する。
---------	-----------------------------	--	----------------------	---

2-3-15-2. 要監視基準を満足できない場合の復旧作業

要監視基準を満足できない場合は、次に示す手順で復旧を行う。

- (1) 計測頻度を増加させる。また、再計測により要監視基準を満足できているか確認する。
- (2) 基準を満足できない原因を究明・把握し、本市に報告する。
- (3) 前号の原因究明に際しては、必要に応じて本市は設計施工事業者へ原因究明義務に基づく通知を行い、設計施工事業者を交えた原因究明作業に着手する。
- (4) 補修又は改善が必要である場合は、補修計画書又は改善計画書等を作成し、本市の承諾を得た後、継続して計測を行いながら補修又は改善作業を行う。
- (5) 前号の作業の終了を報告し、本市は確認を行う。
- (6) 前号に関し、必要に応じて改善状況を確認するための試験を実施し、その報告書について本市の承諾を得る。

2-3-15-3. 停止基準を満足できない場合の復旧作業

停止基準を満足できない場合は、次に示す手順で復旧を行う。

- (1) プラント設備（基準を超過した系列が対象）を即時停止する。
- (2) 基準を満足できない原因を究明・把握する。
- (3) 前号の原因究明に際しては、必要に応じて本市は設計施工事業者へ原因究明義務に基づく通知を行い、設計施工事業者を交えた原因究明作業に着手する。
- (4) 補修計画書又は改善計画書等（復旧期間のごみ処理を含む。）を作成し、本市の承諾を得る。
- (5) プラント設備の補修又は改善作業を行う。
- (6) 前号の作業の終了を報告し、本市は確認を行う。
- (7) 試運転を行い改善状況を確認するための試験を実施し、その報告書について本市の承諾を得る。

2-3-16. 大気汚染緊急時対策要綱等への対応

「静岡県大気汚染緊急時対策実施要領」及び「光化学オキシダント緊急時対策実施要領」に基づき、注意報等発令時には排出ガス量削減に向けた運転操作を行うこと。また、光化学オキシダント緊急時対策実施要領に基づく「ばい煙・VOC 現象措置計画明細書」を所定の様式に従って作成し、県知事へ届け出ること。

第4節 維持管理業務

運営管理事業者は、搬入される処理対象物を関係法令及び公害防止基準等を遵守し、適切な処理が行えるよう本件施設の基本性能を確保・維持するため、必要となる適切な維持管理業務を行うこと。なお、本市が実施する業務において使用する施設・設備の維持管理についても、特記がない限り、運営管理事業者が行う維持管理業務の範囲内とする。また、本市所掌で施工した敷地造成工事範囲において、調整池、調整池へ接続する側溝及び事業用地内の雨水桝については、点検を行うとともに、必要に応じて清掃・浚渫等を行い、それ以外の範囲については、定期的に点検を行うこと。なお、これら全てにおいて異常を確認した際には、本市へ速やかに報告するものとする。

2-4-1. 備品・什器・物品・消耗品・予備品・用役の調達

- (1) 運営管理事業者は、施設全体の年間運転計画及び月間運転計画に基づき、経済性を考慮した備品・什器・物品・消耗品・予備品・用役の調達計画（年間調達計画、月間調達計画）を作成し、本市に提出し、承諾を得ること。
なお、調達の対象には以下の事項を含むものとする。
 - ①本市が自らの業務に使用するクリーンセンター管理事務所棟内の電球及び蛍光灯類、用役
 - ②資源物等の搬出物の貯留・搬出に用いる収納容器（ドラム缶等）
- (2) 運営管理事業者は、調達計画に基づき、備品・什器・物品・消耗品・予備品・用役の調達を行うこと。
- (3) 本市が実施する業務において使用する施設・設備は次を予定する。
 - ①クリーンセンター管理事務所棟
 - ②本市が指導業務に従事する場所（計量棟、プラットホーム、自己搬入ヤード等）
 - ③その他は本市が実施する運営モニタリングによる
- (4) 本市が使用する事務用品、作業衣、作業靴、安全帽、各種保護具・工具、洗剤及び生活用品、収集車に用いる燃料と予備品・消耗品等は、本市が自らの費用で調達するものとし、運営管理事業者による調達計画の範囲外とする。
- (5) 運営管理事業者は、作成した調達計画を変更する場合には、本市と協議の上、本市の承諾を得ることにより、当該調達計画を適宜変更することができる。ただし、軽微な変更又は臨機の措置によるものについては、事後報告に代えることができる。
- (6) 調達計画の作成期限、記載事項等の詳細は、本市及び運営管理事業者の協議により決定する。
- (7) 技術提案の内容に基づき、地域住民の自主避難を想定した災害用備蓄の調達を行うこと。また、災害用備蓄を使用した場合には、速やかに補充すること。

2-4-2. 備品・什器・物品・消耗品・予備品・用役の管理

- (1) 運営管理事業者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・消耗品・予備品・用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。
- (2) 本市が実施する業務において使用するクリーンセンター管理事務所棟の施設・設備の維持管理及び日常的な点検・清掃に必要な予備品、消耗品、用役については、運営管理事業者が調達し本市へ支給すること。
- (3) 運営管理事業者が使用する備品類（机、ロッカー、テレビ等）は、必要な時期（必要な時期とは、運営管理事業者及び設計施工事業者が本件業務において必要と考える時期であり、建設工事の期間も含むものとする。）に本件業務において調達・購入又はリースするものとする。なお、業務委託期間終了時にこれら備品類の財産処分については、本市と協議するものとする。ただし、本市は、これらの買取りは予定していない。
- (4) 技術提案書の内容に基づき、地域住民の自主避難を想定した災害用備蓄の管理を行うこと。なお、災害用備蓄を必要とする者に対して、積極的に災害用備蓄を提供すること。

2-4-3. 施設の機能維持

運営管理事業者は、本件施設の基本性能を業務委託期間にわたり確保・維持すること。また、事業用電気工作物の維持に際しては、電気事業法第 39 条に適合すること。

2-4-4. 点検・検査計画

- (1) 運営管理事業者は、点検及び検査を本件施設の運営に極力影響を与えず効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。
- (2) 点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（各年度、業務委託期間を通じたもの）を作成すること。
- (3) 点検・検査計画書は本市へ提出し、その承諾を得ること。
- (4) 全ての点検・検査は、運転管理業務の効率性を考慮し、計画すること。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うこと。
- (5) 運営管理事業者は、作成した点検・検査計画を変更する場合には、本市と協議の上、本市の承諾を得ることにより、当該点検・検査計画を適宜変更することができる。
- (6) 点検・検査計画の作成期限、記載事項等の詳細は、本市及び運営管理事業者の協議により決定する。

2-4-5. 点検・検査の実施

- (1) 点検・検査は毎年度提出する点検・検査計画に基づいて実施すること。
- (2) 日常点検で異状が発生した場合や故障が発生した場合等は、運営管理事業者は臨時点検を実施すること。
- (3) 点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。
- (4) 点検・検査結果報告書を作成し本市に提出すること。
- (5) 本市が指示する場合、速やかに臨時の点検・検査を実施すること。

2-4-6. 補修に関する考え方

- (1) 補修は、本件施設の性能を確保した状態での延命及び事故防止を図り、業務委託期間終了後も適正に本件施設の運営ができるようにすることを目的とする。
- (2) 運営管理事業者は、業務委託期間終了の 36 か月前に業務委託期間終了後の補修計画書（10 年間分）を作成すること。なお、当該計画書作成に当たっては本市の意見を聴き、協議すること。
- (3) 想定外の経年変化、原因不明による劣化、停止によって生じる改修、補修工事については、対応について本市及び設計施工事業者と協議する。
- (4) 生産性の向上、環境負荷低減に寄与する改良保全としての工事については本市と協議する。

2-4-7. 補修計画の作成

- (1) 運営管理事業者は、業務委託期間を通じた補修計画を作成し、本市へ提出し承諾を得ること。
- (2) 補修計画の作成に際しては、対象とする施設や設備装置機器の特性を踏まえ、最適な保全方式を選定し、計画に反映させること。（表 2-3 保全方式の分類と考え方（参考））
- (3) 業務委託期間を通じた補修計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、本市へ提出し承諾を得ること。
- (4) 点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、本市へ提出し承諾を得ること。
- (5) 運営管理事業者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果から、設備の基本性能を確保・維持するための部分取替、調整である。

- (6) 補修計画の作成期限、記載事項等の詳細は、本市及び運営管理事業者の協議により決定する。

表 2-3 保全方式の分類と考え方 (参考)

保全方式		保全方式選定の留意点	設備装置機器の一例
事後保全 (BM)		<ul style="list-style-type: none"> ●故障してもシステムを停止せず容易に保全可能なもの (予備系列に切り替えて保全できるものを含む)。 ●保全部材の調達が容易なもの。 	照明装置、予備系列のあるコンベヤ、ポンプ類
予防保全 (PM)	時間基準保全 (TBM)	<ul style="list-style-type: none"> ●具体的な劣化の兆候を把握しにくい、あるいはパッケージ化されて消耗部のみのメンテナンスが行いにくいもの。 ●構成部品に特殊部品があり、その調達期限があるもの。 	コンプレッサ、ブロワ等回転機器類、電気計装部品、電気基板等
	状態基準保全 (CBM)	<ul style="list-style-type: none"> ●摩耗、破損、性能劣化が、日常稼働中あるいは定期の点検・検査において、定量的に測定あるいは比較的容易に判断できるもの。 	耐火物損傷、ボイラ水管の摩耗、灰・汚水設備の腐食等

事後保全 (BM) : Breakdown Maintenance

予防保全 (PM) : Prevention Maintenance

時間基準保全 (TBM) : Time-Based Maintenance

状態基準保全 (CBM) : Condition-Based Maintenance

2-4-8. 補修の実施

- (1) 運営管理事業者は、点検・検査結果及び補修計画に基づき、本件施設の基本性能を確保・維持するために、補修を行うこと。
- (2) 補修に際しては、補修工事施工計画書を本市へ提出し、承諾を得ること。
- (3) 補修工事完了後においては、本市職員による立会確認を受けること。
- (4) 各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。
- (5) 運営管理事業者が行うべき補修の範囲は以下のとおりである。(表 2-4 補修の範囲(参考))
 - ①点検・検査結果から、設備の基本性能を確保・維持するための部分取替、調整
 - ②設備が故障した場合の修理、調整
 - ③再発防止のための修理、調整

表 2-4 補修の範囲（参考）

作業区分		概要	作業内容（例）	
補修工事	予防保全	定期点検整備	定期的に点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。 ・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等	
		更正修理	設備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。）	設備の分解→各部点検→部品の修理又は取替→組付→調整→精度チェック
		予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事後保全	緊急事後保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が急激に著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

※表中の業務は、プラント設備、建築機械設備、建築電気設備、土木・建築のいずれにも該当する。

2-4-9. 保全工事

保全工事とは、本件施設の基本性能の維持や公害防止基準の遵守と直接的な関連はないが、運営管理に際しての使い勝手や効率性を考慮し、点検、修理、交換等を行うことを指す。

運営管理事業者は、適切な保全工事を行うこと。特に照明設備、空調設備及び換気設備等の建築設備の修理・交換、構内案内板の修理・交換、構内白線引き、アスファルト舗装の補修等については、施設利用者に十分に配慮した計画とすること。特に見学者など第三者が立ち入る場所については、常に適切に実施すること。

2-4-10. 機器更新

- (1) 運営管理事業者は、業務委託期間内における本件施設の基本性能を確保・維持するために、機器の耐用年数を考慮した業務委託期間にわたる更新計画を作成し、本市へ提出し承諾を得ること。
- (2) 運営管理事業者は、業務委託期間中に本市が求める場合は、最新の更新計画を作成し、本市へ提出し承諾を得ること。
- (3) 運営管理事業者は、更新計画の対象となる機器について、更新計画を踏まえ、機器の耐久度・消耗状況により、運営管理事業者の費用と責任において機器の更新を行うこと。また、部品等の生産終了や OS・ソフトウェアの更新、部品等の製造元の倒産等に伴い必要性が生じる機器更新についても、運営管理事業者の業務範囲内とする。
- (4) 前号に関し、法令改正や不可抗力によるものは運営管理事業者による機器更新の対象から除くものとする。
- (5) 運営管理事業者は、作成した更新計画を変更する場合には、本市と協議の上、本市の承諾を得ることにより、当該更新計画を適宜変更することができる。
- (6) 更新計画の作成期限、記載事項等の詳細は、本市及び運営管理事業者の協議により決定する。

2-4-11. 改良保全

運営管理事業者は、改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を提案し、本市と協議すること。ここでいう改良保全とは、著しい技術又は運営手法の革新等（以下「新技術等」

という。) がなされ、本件業務において当該新技術等を導入することにより、短期的若しくは長期的に作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減等により、経費の削減等が見込めるような改良をいう。改良保全に要する費用負担及び委託料の変更等については、運営管理業務委託契約書の定めによる。

2-4-12. 精密機能検査

- (1) 運営管理事業者は、自らの費用負担により、本件施設の設備及び機器の機能状況、耐用性等について、3年に1回以上の頻度で、第三者機関による精密機能検査を実施すること。
- (2) 運営管理事業者は、精密機能検査の終了後、遅滞なく、精密機能検査報告書を作成し、本市に提出すること。
- (3) 運営管理事業者は、精密機能検査の履歴を業務委託期間中にわたり電子データとして保存するとともに、本件業務終了後、本市に無償で譲渡すること。
- (4) 精密機能検査の結果を踏まえ、本件施設の基本性能を確保・維持するために必要となる点検・検査計画及び補修計画の見直しを行うこと。

2-4-13. 長寿命化総合計画の作成及び実施

- (1) 運営管理事業者は、ストックマネジメントの観点から、「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」（令和3年3月改訂 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）及び「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（その他の施設編）」（令和3年3月 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）等に基づき、本件施設の長寿命化総合計画を更新すること。
- (2) 長寿命化総合計画書のうち、施設保全計画の初版は、設計施工事業者が本件業務の実運営を開始する前までに作成する。運営管理事業者は、施設保全計画の更新及び施設延命化計画の作成・更新を実施すること。
- (3) 運営管理事業者は、長寿命化総合計画に基づき本件施設のストックマネジメントを実施するものとし、同手引きが示すPDCAサイクルの流れを継続的なものとし、施設保全計画書を随時更新すること。
- (4) 機能保全のプロセスについては、同手引きの「図 I -9 廃棄物処理施設における機能保全の流れ」に準じて施設全体の維持管理業務を実施するものとする。
- (5) 長寿命化総合計画を構成する「整備履歴表」、「施設保全計画書」、「劣化状況と耐用予測一覧表」及び「機器別保全方式及び管理基準一覧表（設備別）」については、同手引きに示す参考様式例を参考に整備するものとし、同手引きに例示する程度以上の情報を網羅すること。なお、管理基準値については、具体的な管理値の実数を記載するものとし、同様式中での表現が困難な場合は別紙・別表に取りまとめる。
- (6) また、長寿命化総合計画の管理状況について、各業務年度末までの維持管理業務実績を踏まえて「整備履歴表」、「施設保全計画書」及び「劣化状況と耐用予測一覧表」を更新し、業務報告書（年報）にて本市へ報告すること。
- (7) 長寿命化総合計画の全面的な更新は、5～7年に1回の頻度で更新するものとし、業務委託期間終了の36か月前までに業務委託期間終了後の長寿命化総合計画書を作成する。更新時期の詳細は、本市及び運営管理事業者の協議により決定する。ただし、定期点検等の結果、計測値等に異常な数値が認められた場合は、随時計画の見直しを行うこと。
- (8) 運営管理事業者は、長寿命化総合計画を更新する場合には、本市へ更新内容について説明し、本市の承諾を得ること。
- (9) 運営管理事業者は、作成又は更新した長寿命化総合計画に基づき、維持管理業務を行うこと。

2-4-14. 説明用調度品等の維持管理、更新

- (1) 運営管理事業者は、見学者対応業務等で使用する説明用調度品を適切に維持管理すること。また、必要に応じて説明用調度品を補充するほか、展示内容や設備を計画的に更新、アップ

- データ（PC, ソフトウェア）する等して、常時使用可能な状態を維持すること。
- (2) 運営管理事業者は、本件施設の運転管理実績を HP 上に公表するに際して、必要な情報を本市との協議により合意した様式に基づき作成すること。
 - (3) 運営管理事業者は、説明用調度品に不足、欠品が生じる場合は、本市の求めに応じて、これを補充すること。
 - (4) 運営管理事業者は、本市の分別ルール等に変更が生じた場合であって、説明用調度品の内容と齟齬が生じる場合は、本市の求めに応じて説明用調度品の改変、更新、補足を行うこと。
 - (5) 前号に関し、運営管理業務要求水準書の 2-4-11. 改良保全に伴って必要性が生じた場合の取り扱いについては、改良保全に必要な費用の負担者が費用を負担する。

第5節 環境管理業務

運営管理事業者は、本件施設の基本性能を発揮し、関係法令、公害防止基準等を遵守した適切な運転管理等が実施できるよう環境管理業務を行うこと。

2-5-1. 環境保全基準

- (1) 運営管理事業者は、公害防止基準、関係法令、環境影響調査書等を遵守した環境保全基準を定めること。
- (2) 運営管理事業者は、運営に当たり環境保全基準を遵守すること。
- (3) 法改正等により環境保全基準を変更する場合は、本市と協議すること。

2-5-2. 環境保全計画

- (1) 運営管理事業者は、業務委託期間中、本件施設からの排ガス、騒音、振動、悪臭等により周辺環境に影響を及ぼすことがないように、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 測定項目・方法・頻度・時期等は技術提案書による。
- (3) 運営管理事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (4) 運営管理事業者は、環境保全基準の遵守状況について本市に報告すること。
- (5) 表 2-5 は清掃プラントにおける測定項目と頻度である。測定項目や頻度のうち、法令に定める項目・頻度を超えるものについては、本件業務もこれに倣うこと。なお、清掃プラントでは排水クローズドを採用しているため、プラント排水の下水道放流に際して追加的な項目を適正な頻度で計画すること。

表 2-5 測定項目と頻度（参考）

項目		頻度	備考
排ガス	ダイオキシン類	1回/年・炉	
	水銀	3回/年・炉	4か月以内に1回以上
	塩化水素	1回/2月・炉以上	毎月1回の頻度とする
	硫黄酸化物	1回/2月・炉以上	同上
	窒素酸化物	1回/2月・炉以上	同上
	ばいじん	1回/2月・炉以上	同上
焼却灰	熱灼減量	1回/月・炉	含水率、大型不燃物割合
	ダイオキシン類	1回/年	
	水銀	1回/年	
	重金属類溶出量	1回/年	総理府令第5号
飛灰	ダイオキシン類	1回/年	
	水銀	1回/年	
	重金属類溶出量	1回/年	総理府令第5号
騒音	敷地境界	1回/月	
ごみ質 ごみピット	基本項目 ※1	1回/月	
	詳細項目 ※2	1回/月	

※1 ごみ質基本項目：種類組成、水分、低位発熱量

※2 ごみ質詳細項目：種類ごとの発熱量、灰分、可燃分、単位容積重量、
元素分析（炭素、水素、硫黄、窒素、塩素、酸素）

2-5-3. 作業環境管理基準

- (1) 運営管理事業者は、ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定めること。
- (2) 運営管理事業者は、運営に当たり、作業環境管理基準を遵守すること。

- (3) 法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、本市と協議すること。

2-5-4. 作業環境管理計画

- (1) 運営管理事業者は、業務委託期間中、作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画を作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営管理事業者は、作業環境管理計画に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 運営管理事業者は、作業環境管理基準の遵守状況について本市に報告すること。

2-5-5. 二酸化炭素排出量の目安への適合

- (1) 運営管理事業者は、エネルギー回収施設型廃棄物処理施設整備マニュアル（令和3年4月改訂 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）を参照し、本件施設から排出される二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合し、また、施設のエネルギー使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量についてマニュアルに定める基準に適合するよう務めること。
- (2) 運営管理事業者は、同マニュアルに基づき二酸化炭素排出量の実績値を算出し、排出量の目安に対する実績を本市へ報告すること。

第6節 有効利用及び適正処分業務

運営管理事業者は、本件施設の基本性能を発揮し、関係法令、公害防止基準等を遵守した適切な運転管理等を実施し、余熱の有効利用、焼却残渣や選別物等の資源化利用に資する品質管理、適正処分を行うこと。なお、運営管理事業者と本市との所掌区分の概念図を図3-1に示す。

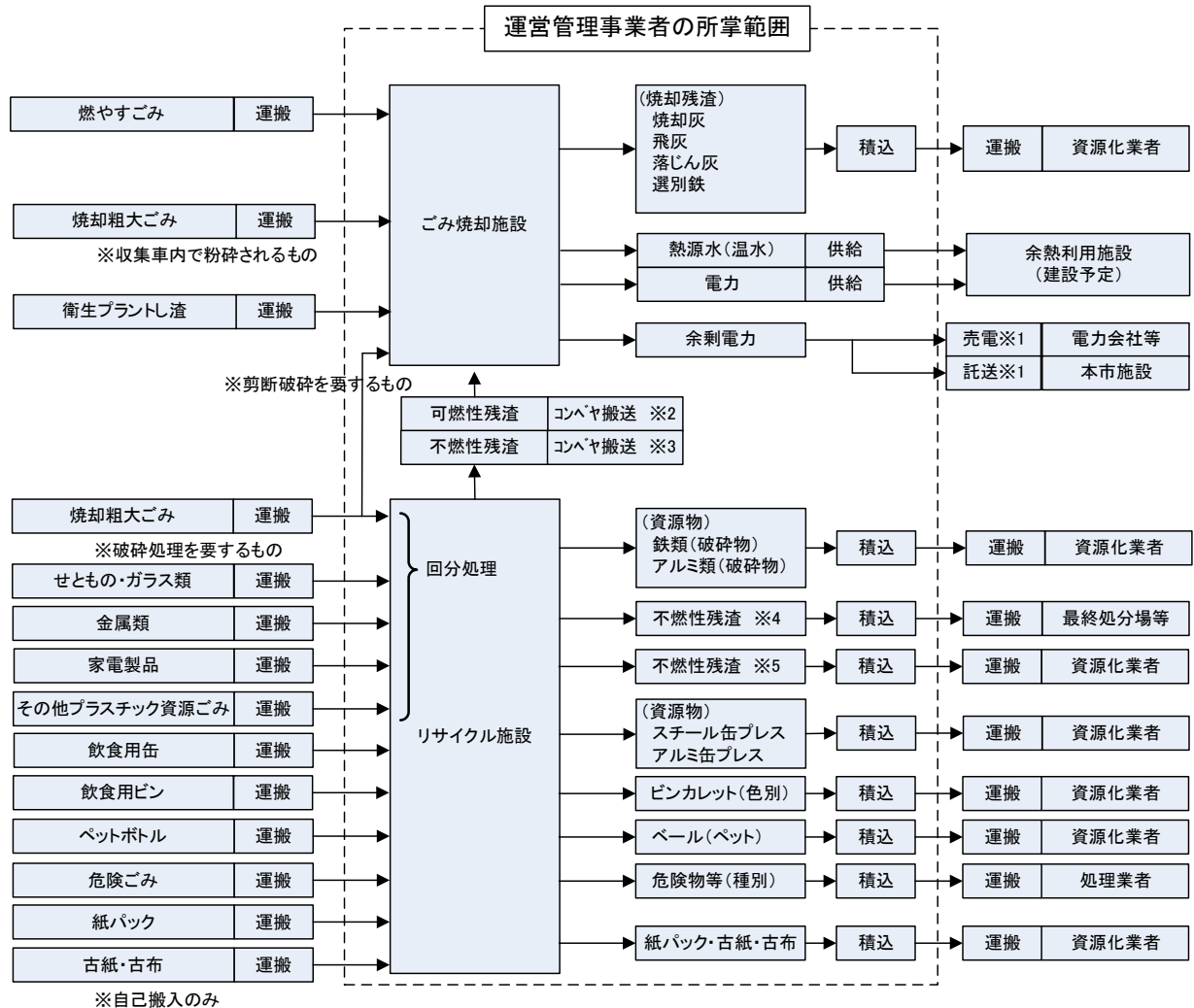


図2-1 資源物等に係る所掌範囲概念図

2-6-1. エネルギーの有効利用等

2-6-1-1. エネルギーの有効利用

(1) 基本事項

本件施設を運転することにより発生する余熱を利用して発電等を行うことにより、安定した余熱利用を図ること。また、運営管理事業者は、売電量が最大となるよう努めなければならない。

(2) 優先順位

蒸気及び電力等による余熱利用の優先順位としては、場内・場外への余熱利用・供給を優先し、余剰電力が発生する場合については、売電を行うことを基本とする。

(3) 余熱供給

運営管理事業者は、業務委託期間を通じ、余熱利用施設の運営に必要な温水を安定的に余熱利用施設へ供給する。余熱利用施設への熱供給量は、本件施設の実施設設計図書に基づき計画するものとし、余熱利用施設との連絡を適時行うことで、余熱利用施設側からの熱供給要求に応じて供給量を調整すること。

なお、余熱利用施設への温水の供給開始時期は令和 16 年 4 月を予定する。

(4) 電力の取扱い

① 運営管理事業者は、業務委託期間を通じ、安定した電力の供給を受けるため電気事業者と本件施設に係る契約を締結する。

② 本市の要望又は都合によって、本件施設の設備等が変更され電力使用量に変更が生じた場合、又は新たに外部への余熱供給等が必要となった場合は、本市は変更に関する責任を負い、本件業務の委託料を変更する。

③ 本市は、業務委託期間を通じ、余剰電力を売却するため電気事業者との契約を締結する。なお、本市が当該契約相手方を選定等するに際しては、運営管理事業者は必要な協力を行うと共に、アンシラリーサービス契約は運営管理事業者において締結すること。

2-6-1-2. 余熱利用施設への電力供給

(1) 運営管理事業者は、余熱利用施設への自営線による電力供給を行うものとする。

(2) 自営線による電力供給は、本件施設で発電した電力（本件施設の自己消費を除いた分）の範囲内で供給するものとする。

(3) 余熱利用施設への電力供給は、全炉休止時を除いて原則として停止しないこと。ただし、全炉休止を伴う点検・整備等により電力供給が停止する場合は、事前に本市へ連絡を行うものとする。

(4) 自営線の管理区分は中継用の盤若しくは気中開閉器の 1 次側とする。

(5) その他自営線による電力供給に必要な業務支援を実施すること。

2-6-1-3. 本市が行う電力自己託送及び売電等に係る支援

(1) 運営管理事業者は、以下に示す電力の自己託送及び売電（FIT 含む）に必要な事務及び技術支援を行うものとする。なお、託送先及び売電先並びに託送の方法、託送開始時期等については現時点で未定であり、建設工事期間中の適切な時期に指定する予定であるが、業務委託期間内において変更する場合もある。

① 自己託送に係る送配電事業者又は小売電気事業者との協議、申請及び各種契約手続き

② 自己託送に係る需給調整及び発電計画、需要計画等の各種計画作成、提出

③ クライアント証明及び各種コードの取得、余剰電力の売電（FIT を含む）に係る調整、手続き

④ 送電対象施設の選定及びシミュレーション

⑤ その他自己託送及び売電（FIT を含む）に必要な業務

(2) 自己託送及び売電（FIT 含む）は、本件施設で発電した電力（本件施設の自己消費、余熱利用施設供給分を除いた分）の範囲内で供給するものとする。その供給量については、本市との協議により決定するが随時対応できるようにすること。

(3) 自己託送に係る託送料金及び工事負担金については、本市負担とする。なお、その他事務手続きに関する費用については、運営管理事業者負担とする。

2-6-2. ごみ焼却施設における資源利用及び処分業務

ごみ焼却施設においては、落じん灰、焼却灰、飛灰及び焼却灰に含まれる金属類（磁性物）について、資源物として有効利用する計画である。運営管理事業者は、資源化に資する性状及び品質を保持・管理すること。

また、運営管理事業者は、本市が手配する各種運搬車両についての月次運行計画（日別・車両種別の必要手配台数の計画表のこと）を作成し本市へ提出すること。提出時期等の詳細は本市と協議の上で定める。

2-6-2-1. 落じん灰の資源化

- (1) 本件施設から排出する落じん灰は、有価物として本市が資源化業者等へ売却する。
- (2) 運営管理事業者は、落じん灰が有価物としての品質を保つよう、燃焼管理及び火格子の健全性維持に努めること。
- (3) 運営管理事業者は、本市が指定する業者の搬出車両への場内積み込み作業を行う。
- (4) 運営管理事業者は、落じん灰の搬出量について記録し、本市に報告しなければならない。

2-6-2-2. 磁性物の資源化

- (1) 本件施設において焼却灰から磁力選別される金属類（磁性物）は、有価物として本市が資源化業者等へ売却する。
- (2) 運営管理事業者は、金属類（磁生物）が有価物としての品質を保つよう、選別純度の向上及び選別物の洗浄に努めること。
- (3) 運営管理事業者は、本市が指定する業者の搬出車両への場内積み込み作業を行う。
- (4) 運営管理事業者は、磁性物の搬出量について記録し、本市に報告しなければならない。

2-6-2-3. 焼却灰・飛灰の資源化

- (1) 本件施設から排出する焼却灰及び飛灰については、本市が外部の資源化処理業者へ処理委託する。
- (2) 運営管理事業者は、焼却灰及び飛灰について、資源化に係る品質及び性状（以下「資源化基準」という。）を保持・管理すること。
- (3) 資源化処理業者については年度毎に、建設工事要求水準書で指定する設備等の要求水準や事業者による技術提案の範囲で受入基準を満たす資源化先を選定する計画としている。選定時期は年度後半を予定しており、選定した資源化処理業者に応じて前号の資源化基準について定めるものとするが、資源化処理事業者の変更または追加を行う場合、予め事業者と協議したうえで行うものとする。
- (4) 本市は、前号の資源化処理業者の選定に際して、その業務仕様書等に作成に際して運営管理事業者の意見を聴くものとする。
- (5) 運営管理事業者は、本市が指定する業者の搬出車両への場内積み込み作業を行う。
- (6) 運営管理事業者は、焼却灰及び飛灰の搬出量について記録し、本市に報告しなければならない。

2-6-2-4. 焼却灰・飛灰の処分

資源化処理業者側の都合、資源化基準の未達、本市の方針変更等の事由により、焼却灰及び飛灰またはいずれかを埋立処分する必要がある場合の取り扱いについて、次のとおりとする。

- (1) 運営管理事業者は、必要に応じて本件施設のばいじん処理装置にて飛灰の薬剤処理を行うこと。
- (2) 前号に要する費用負担については、運営管理業務委託契約の定めによる。
- (3) 運営管理事業者は、埋立処分の対象とする焼却残渣を本市が搬出するに際し、対象物を最終処分するに際しての関係法令、公害防止基準等を満たすことを定期的に確認し、本件施設内に貯留・保管し、運営管理事業者が積み込みを行い、本市又は本市の指定する業者に引き渡すこと。

- (4) 運営管理事業者は、対象物の搬出量について記録し、本市に報告しなければならない。

2-6-3. リサイクル施設における資源利用及び処分業務

リサイクル施設においては、処理対象物について破碎・選別・圧縮等の処理を行い、選別物についての性状及び品質を保持・管理すること。

また、運営管理事業者は、本市が手配する各種運搬車両についての月次運行計画（日別・車両種別の必要手配台数の計画表のこと）を作成し本市へ提出すること。提出時期等の詳細は本市と協議の上で定める。

2-6-3-1. 資源化物の管理

- (1) リサイクル施設で選別回収する以下の資源化物については、本市が資源化業者等へ売却又は引渡すものとする。なお、以下の品目は本市が建設工事発注仕様書において想定するものであり、事業者提案により付加価値の高い品目へ細分化等することを妨げるものではない。
- ① 破碎選別処理系列から回収する鉄類及びアルミ類
 - ② その他プラスチック資源ごみを回分処理した際に回収する不燃性破碎選別残渣
 - ③ 缶処理系列から回収するスチール缶プレス及びアルミ缶プレス
 - ④ ビン処理系列から回収するビンカレット（三色別）
 - ⑤ ペットボトル処理系列から回収するベール品
 - ⑥ 紙パック・古紙・古布
- (2) 運営管理事業者は、資源化物が有価物としての品質を保つよう、品質管理基準を定め、選別純度の向上に努めること。
- (3) 運営管理事業者は、本市が指定する業者の搬出車両への場内積込み作業を行う。
- (4) 運営管理事業者は、各々の搬出量について記録し、本市に報告しなければならない。

2-6-3-2. 不燃物及び危険物等の処分

- (1) リサイクル施設で選別回収する以下の不燃物及び危険物等については、本市が処理業者等へ処理委託するか、本市の最終処分場で最終処分を行う。
- ① せともの・ガラス類を回分処理した際に回収する不燃性破碎選別残渣
 - ② 蛍光管
 - ③ 乾電池
 - ④ 水銀使用製品
 - ⑤ 充電池内蔵製品及び充電池
 - ⑥ その他（処理不適物など）
- (2) 運営管理事業者は、リチウムイオン電池等の危険物が処理系列に投入されることがないよう、事前の選別作業等の徹底に努めること。
- (3) 運営管理事業者は、本市が指定する業者の搬出車両への場内積込み作業を行う。
- (4) 運営管理事業者は、各々の搬出量について記録し、本市に報告しなければならない。

第7節 情報管理業務

2-7-1. 運転記録報告

- (1) 運営管理事業者は、廃棄物搬入量、廃棄物排出量（最終処分物、資源化物）、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、本市に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本市と協議の上、決定すること。
- (3) 運転記録関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数を保管すること。

2-7-2. 点検・検査報告

- (1) 運営管理事業者は、点検・検査計画を記載した点検・検査計画書、点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、本市に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本市と協議の上、決定すること。
- (3) 点検・検査関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数を保管すること。

2-7-3. 補修・更新報告

- (1) 運営管理事業者は、補修計画を記載した補修計画書及び補修結果を記載した補修結果報告書を作成し、本市に提出すること。
- (2) 運営管理事業者は、更新計画を記載した更新計画書及び更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、本市に提出すること。
- (3) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本市と協議の上、決定すること。
- (4) 補修、更新関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数を保管すること。

2-7-4. 環境管理報告

- (1) 運営管理事業者は、環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境管理報告書を作成し、本市に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本市と協議の上、決定すること。
- (3) 環境管理関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数を保管すること。

2-7-5. 作業環境管理報告

- (1) 運営管理事業者は、作業環境管理計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、本市に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本市と協議の上、決定すること。
- (3) 作業環境管理関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数を保管すること。

2-7-6. 資源化報告

- (1) 運営管理事業者は、資源物搬出量を記載した有効利用管理報告書を作成し、本市に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本市と協議の上、決定すること。
- (3) 資源化業務関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数を保管すること。

2-7-7. 施設情報管理

- (1) 運営管理事業者は、本件施設に関する各種マニュアル、図面等を業務委託期間にわたり適切に管理すること。

- (2) 運営管理事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本件施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。なお、図面の変更に際しては、設計施工業者にその旨を通知し、設計施工事業者の意見を聴くとともに変更後図面の確認を受けること。
- (3) 本件施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については本市と協議の上、決定すること。

2-7-8. 沼津市清掃事業概要作成支援

運営管理事業者は、本市が作成する沼津市清掃事業概要（以下「清掃事業概要」という。）の取りまとめに協力すること。具体的には情報管理業務で集積した各種実績値を各種様式（図表）に反映させるものとし、定められた期日までに本市へ提出すること。様式や提出期日の詳細は本市との協議により定める。

2-7-9. 運営協議会に関する資料の作成支援

本件施設の稼働に際し、周辺自治会等の住民 10 名程度で構成する「運営協議会」を設置する予定であり、年に 4 回程度、本件施設の運営状況に関する報告を行う予定である。そのため、運営管理事業者は、本市の求めに応じ、「運営協議会」で使用する資料を作成すること。

2-7-10. その他管理記録報告

- (1) 運営管理事業者は、本件施設の設備により管理記録可能な項目、又は運営管理事業者が自主的に管理記録する項目で、本市が要望するその他の管理記録について、管理記録報告を作成すること。
- (2) 提出頻度・時期・詳細項目については、本市と別途協議の上、決定すること。
- (3) 本市が要望する管理記録については、法令等で定める年数又は本市との協議による年数を保管すること。

第8節 防災管理業務

運営管理事業者は、運営管理業務要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な防災管理業務を行うこと。

防災管理業務においては、想定されるリスクに対して発生を回避する又は低減する方向での業務対応を原則とし、マニュアルの整備と改善、定期的な訓練教育を通じて緊急時に対して即時対応が可能な体制を構築するとともに、防災管理業務に必要な資機材等を常備すること。

2-8-1. 二次災害の防止

運営管理事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、従業者の安全確保を最優先するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑え、二次災害の防止に努めること。また、地震・火災等の災害等により、来場者に危険が及ぶ場合は、来場者の安全確保を最優先するとともに来場者が避難できるように適切に誘導すること。

2-8-2. 緊急対応マニュアルの作成

運営管理事業者は、事故発生時等の緊急時における事故のリスク把握や事故発生時における適切な対応のあり方、緊急連絡のあり方、関係機関への報告、事故後の対応（人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順）、従事者への教育・訓練等、事故の対応に関するマニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。また、事故発生時等の緊急時においてはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、運営管理事業者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善していかなければならない。改善した緊急対応マニュアルについては、本市へ報告し、本市の承諾を得ること。

緊急対応マニュアルの作成に際しては、「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針（平成18年12月 環境省廃棄物・リサイクル対策部）」も参考とすること。

2-8-3. 事業継続計画の作成

運営管理事業者は、自然災害等などによる緊急事態に遭遇した場合においても、本件施設の損害を最小限に留めつつ、本件事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における方法や手段などを取り決めておくBCP（事業継続計画）を作成し、本市の承諾を得ること。また、BCM（事業継続管理）によって、策定した計画の適切な運用、維持管理に努めること。なお、本市業務範囲に関係するBCPは、本市と協議して策定すること。

2-8-4. 自主防災組織の整備

運営管理事業者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、従事者等の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、本市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告、本市の承諾を得ること。

2-8-5. 防災訓練の実施

運営管理事業者は、緊急時に、事故対応マニュアルに基づき、自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、防災訓練等の開催に当たっては、事前に自主防災組織の構成団体に連絡し、当該団体の参加について協議すること。また、当該訓練の開催については、事前に本市へ連絡すること。本市は必要に応じて当該訓練へ参加する。

2-8-6. 事故報告書の作成

運営管理事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を本市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本市に提出すること。

第9節 その他関連業務

運営管理事業者は、運営管理業務要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

2-9-1. 報告と会議

運営管理事業者は、次に示す会議体等を主催するものとし、本件業務の業務成果を遅滞なく本市へ報告する。会議体の開催及び報告に要する必要は運営管理事業者の負担とする（本市職員の人件費と交通費等は除く）。

(1) 業務日報の報告

運営管理事業者は、前日の運転日報を遅滞なく本市へ報告する。運転日報では、運転帳票（DCS上の帳票の電子ファイル）と作業日報を含むものとする。業務日報の報告は、電子メール等による方法とする。

(2) 業務週報の報告

前週の日別搬入量、ごみ焼却量、残渣搬出量、ユーティリティ関係、見学者対応、特記事項、次週の予定の報告や、本市と運営管理事業者の連絡事項を伝達する。業務週報の報告は、会議体とするか書面での報告とするかについて本市と運営管理事業者の協議により定める。

(3) 月例業務報告会

本件業務に関する定例業務報告会を1回/月の頻度で毎月上旬～中旬に開催するものとし、前月度における業務実績について本市へ報告する。報告内容は、月次の業務報告書をもとに、セルフモニタリング結果、運転概況、人員配置状況、点検整備状況、搬出状況、ユーティリティ実績、各種測定結果、見学者対応、技術評価項目提案内容の履行状況等の報告を実施する。なお、本市は、建設工事要求水準書に定める性能確認試験の月次報告会を当会で兼ねることができる。

(4) 年度業務報告会

事業年度終了後、年間報告書をもとに、前年度の運営状況について本市へ報告する。月例業務報告会と兼ねる場合がある。

(5) (仮称) モニタリング委員会

運営管理事業者が行うセルフモニタリング結果について、(仮称)モニタリング委員会による定期レビューを1回/年の頻度により実施する。(仮称)セルフモニタリング委員会については、本市、運営管理事業者、設計施工事業者及び第三者により組織するものとし、第三者については本市との協議により選定する。なお、第三者への委託費用は本市の負担とする。

2-9-2. 見学者対応

運営管理事業者は、本件施設への見学者対応（個人・小学校等からの予約受付、見学者受入れ、説明、案内、資料配布等含む）を行うものとする。予約受付方法については、インターネットを活用した方法のほか、本市との協議により定める。また、小学校等の見学対応に際しては、事前下見等の要請がある場合は対応すること。なお、100名以上での施設見学が想定されるため、その場合は、2班に分けて施設案内が可能となる方法を検討すること。また、予約が無いまま本件施設を訪問した市民等についても、見学可能とすること。予約の無い見学者への対応は、原則、無人にて対応できるようにすること。

以上に加え、「沼津市新中間処理施設等に関する整備エリア基本コンセプト」を踏まえ、余熱利用施設に訪れた来場者や将来整備する広場の利用者が、本件施設に気軽に訪れたいような取り組み等を行うこと。

行政視察及び本市が指定する団体の見学対応については本市にて実施する。その際、運営管理事業者は説明補助、資料作成などで本市の補助を行うこと。

見学可能な日時は次のとおりとする。

(1) 開場日：[事前予約者]月曜日から金曜日（土曜、日曜、祝日を除く）

[予約が無い者]月曜日から日曜日（祝日を含む。ただし、12/29～1/3は除く。）

- (2) 時間帯：9時から16時
- (3) 本市が余熱利用施設整備エリアで催しを開催する際は、土曜・日曜・祝日であっても会場すること。頻度については1～2回/年程度を想定する。
- (4) 団体予約が入っている時間帯に無予約での見学者対応が必要となる場合の対応については、本市と協議とすること。

参考情報：既存の清掃プラントでの施設見学の申込方法については、小学生については年度末に次年度の年間スケジュールが教育委員会より提示され、当該スケジュールを基に清掃プラント担当部署と日程調整の上で見学日が決定されている。その他の見学者については、適宜電話受付としている。

2-9-3. 清掃

運営管理事業者は、本件施設の清掃計画を作成し、各施設・設備により、適宜ワックスがけ、窓清掃等の適切な対応を行い、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者や施設利用者等の第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

なお、指定するプラント設備設置箇所を除く日常清掃業務及び定期的清掃業務は以下の内容を標準とし、必要に応じて清掃計画を拡充すること。また、本市職員が使用する部分についても業務範囲内とする。

(1) 日常清掃業務

- ① 作業時間 8：30～17：15（土日と祝日、年末年始を除く）
- ② 従事者 清掃業務従事者は専従とし、常時2名程度が勤務する体制とする。
なお、専従のほかに、施設を熟知した管理指導員を付随することを原則として外部業者への外注も可能とする。
- ③ 作業場所 プラットホーム、自己搬入ヤード及び洗車場（ごみ、汚水等の清掃）
その他のプラント設備設置箇所を除く工場棟及び管理棟等の付属建屋の全て
居室（本市用諸室含む）、屋外便所等の他、構内駐車場
- ④ 作業内容 清掃業務（構内は拾い掃き程度で可）

(2) 定期的清掃業務

- ① 床ワックスがけ 10回/年以上の床ワックスがけに加え2回/年以上のワックス剥離・洗浄
- ② ガラス清掃

玄関	1回/日以上
居室・廊下	内面 4回/年以上
低層部	外面 1回/年以上
- ③ 曇日光消毒 1回/年以上
- ④ 灯具清掃 2回/年以上
- ⑤ 空調吹出口吸込口・清掃 2回/年以上（フィルター清掃含む）
- ⑥ モップ・マット取替え 6回/年以上（クリーニング含む）
- ⑦ 構内清掃 2回/年以上（側溝や集水桝の掃除含む）
- ⑧ 雨水枡・調整池の浚渫作業 適宜実施する

2-9-4. 敷地内緑地維持管理

運営管理事業者は、本件施設における年間を通じた緑地維持管理計画を作成し、樹木の剪定、芝刈、除草、水やり、施肥等、敷地内の緑地等を常に良好な状態で維持・育成し、良好な景観を維持すること。また、樹木等が枯死した場合は適宜植え替えること。なお、本市が敷地造成工事に伴い植栽した樹木等についても運営管理事業者にて維持管理すること。

2-9-5. 住民対応

- (1) 運営管理事業者は、常に適切な運営を行うことにより、地域住民の理解と協力を得ること。
- (2) 本件施設に関する市民からの意見・苦情等に対する受付については本市が対応する。ただし、休日及び夜間の住民対応（電話による問合せ対応を含む）は運営管理事業者が行う。
- (3) 平日昼間時間帯に住民対応が必要となった場合は、運営管理事業者が本市の代行として初期対応を行う。運営管理事業者は、直ちに本市へ連絡し本市職員が到着するまでの対応を行う。なお、平日昼間時間帯における電話による問合せ対応は本市所掌とする。
- (4) 住民等による意見等を運営管理事業者が受け付けた場合には、速やかに本市に報告し、対応等について本市と協議を行うこと。
- (5) 本市は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の4」の規定に基づいて、運営対象施設の維持管理に関し環境省令で定める事項の記録を当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に関覧を求められた場合には、該当する書類を閲覧に供する。当該閲覧に供する書類の内容及び書式、並びに本市への提出時期については、あらかじめ本市と協議により決定する。

2-9-6. 情報発信

運営管理事業者は、本件施設の紹介、利用方法、イベントの告知、維持管理実績等を発信するためのホームページを開設し、維持・運用すること。

- (1) ホームページ上に記載する施設の維持管理実績や情報公開項目についての必要な情報について、本市の指示による様式と頻度により更新すること。
- (2) 施設見学の際に用いる動画と同じ動画がホームページ上で再生できること。
- (3) 写真ギャラリーのページを設けるものとし、本件施設及び各種装置の見栄え良い写真を数多く掲載し、市民等が自由に閲覧、ダウンロード可能なように整備運用すること。
- (4) ホームページの運用に際しては、本件施設に関して市民からの関心を得られるよう工夫を講じること。

2-9-7. その他

- (1) 運営管理事業者は、その他、本件業務の実施に必要な事項について、計画し実施すること。
- (2) 運営管理事業者は、努めて周辺地域との良好な信頼関係を構築し、地域社会へ貢献する活動に従事すること。
- (3) 運営管理事業者は、地域の法人等の事業参加が可能な事業企画や、県産材の使用、地元雇用等の地域経済に配慮した提案に努めること。

第10節 本市が実施する業務

本件施設に関して本市が実施する業務は以下のとおりである。本件施設の運営に関して必要な業務で、以下に含まれない業務については運営管理事業者が実施する。

2-10-1. 受付管理・監視業務

本市は、令和12年1月1日から令和17年3月31日までの期間において、計量棟での受付管理、自己搬入ヤードでの案内・指示に係る業務を行う（2-2-2. 受付管理・監視業務等を参照）。

2-10-2. 運営モニタリング業務

本市は、本件業務が運営管理業務要求水準書、運營業務委託契約書、技術提案書、その他に従って適切に行われているかの監視（モニタリング）を行う。

(1) 事業全体の監視

- ① 各種計画書及び各種マニュアルの承諾
- ② 各業務の実施状況の確認
- ③ 設計施工事業者が本市に対して担保する性能保証事項の達成状況の確認
- ④ 運営管理事業者が定常的に発揮させるべき基本性能の達成状況の確認
- ⑤ その他必要な事項

(2) 運転状況の監視

- ① 運転日誌等による日常監視
- ② 報告書等による定期監視
- ③ 中央制御室等での随時監視
- ④ 施設・設備の随時巡視等

(3) 維持管理状況の監視

- ① 点検・検査状況の確認、立会
- ② 補修・更新の完了検査
- ③ 法定検査等の立会

2-10-3. 処理対象物の搬入・搬出計画業務

本市は、自らが策定する一般廃棄物処理実施計画等に基づき、処理対象物の搬入計画と搬出物（焼却灰、飛灰等）の搬出計画を作成し、適宜改定を行う。

2-10-4. 処理対象物の搬入業務

本市は、処理対象物を本件施設へ搬入する。

2-10-5. 指導業務

- (1) 本市は、処理不適物搬入や搬入規則違反について運営管理事業者から報告があった場合、必要と考えられる際には搬入業者等に対して指導を行う。
- (2) 本市は、運営管理事業者が実施する不定期の展開検査（搬入車両の中身の検査）に立ち会い、必要に応じて搬入業者等に対して指導を行う。

2-10-6. 搬出業務

本市は、運営管理事業者が作成する運転計画に基づき、有価物・資源物等を運搬する搬出車両を手配する。

2-10-7. 資源化業務

- (1) 本市は、本件施設から搬出する資源化物に関する資源化処理委託または有価物売却に係る契約を締結する。
- (2) 本市は、余剰電力を電気事業者へ売電するに際して、当該電気事業者と受給契約を締結す

る。この受給契約には、小売電気事業者を介した自己託送を行う場合の受給契約を含むことがある。

- (3) 本市は、余剰電力を本市の他施設へ直接送配電事業者を介して自己託送するに際して、運営管理事業者の支援のもとで電力自己託送に係る需要計画、発電計画等を作成し、電力広域的運営推進機関へ提出する場合がある。

2-10-8. 住民対応業務

本件施設に関する市民からの意見・苦情等に対する受付については、本市が対応する。本市は、市民からの意見・苦情等を受け付けた場合は、対応方法等について検討するものとし、意見・苦情等の内容が本件業務に関する内容の場合は、対応について運営管理事業者と協議する。

2-10-9. 運営委託料の支払業務

本市は、運営管理事業者より運営業務委託契約に基づく委託料の通知を受けた場合は、委託料が運営業務委託契約に基づき妥当であるかの確認を実施する。本市は、当該確認結果に基づく受注者からの委託料の請求があった場合は、運営業務委託契約に基づき委託料を運営管理事業者へ支払う。

2-10-10. 行政視察等対応業務

一般の施設見学対応は運営管理事業者の業務範囲とするが、行政視察及び本市の指定する団体などの見学対応業務は本市が行う。ただし、運営管理事業者は、本市の求めに応じて技術説明の補足や技術資料の作成提出、見学ルートの監視要員など、見学対応業務の補助を行う。

2-10-11. その他これらを実施する上で必要な業務

- (1) 本市職員がクリーンセンター管理事務所棟での業務に使用する事務用品、作業衣、作業靴、安全帽、各種保護具・工具、洗剤及び生活用品、収集車に用いる燃料と予備品・消耗品等の調達及び管理を行う。なお、本件工事に伴い設計施工事業者が本市へ納品するオフィス什器の補充、補修、更新については、特記がない限り運営管理事業者の業務範囲とする。
- (2) 本市が使用する電話回線及びインターネット回線に関する通信費の負担と支払。
- (3) 出口用計量機におけるキャッシュレス決済に関する決済事業者への決済手数料及び専用端末使用料等の負担と支払い。
- (4) 業務委託期間中に生じる法改正等に対応するための本件施設の改造工事の実施、これに伴う本件業務の運営管理業務要求水準書と運営業務委託契約書の改定、及びこれらの契約を行う。なお、運営管理事業者は、これらの改造工事に係る工程調整、工事用スペースの確保と試運転・検査等、運営管理業務要求水準書及び運営管理業務委託契約書の改定作業等に全面的に協力すること。
- (5) 本市は、本件施設から排出する不燃物、その他の処理不適物等について自らの最終処分場で埋立処分するほか、民間の廃棄物処理事業者へ処理委託契約を締結する。
- (6) 本市は、クリーンセンター管理事務所棟の機械警備業務を自らの費用により調達する。

以 上